

令和元年 6 月定例会 建設経済常任委員会記録

令和元年 6 月 21 日（金）

令和元年 6 月 24 日（月）

令和元年 6 月 25 日（火）

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

目 次

令和元年 6 月 21 日 (金)	7 頁
令和元年 6 月 24 日 (月)	61 頁
令和元年 6 月 25 日 (火)	83 頁

令和元年 6 月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	6 月 21 日（金）	審査日程の決定 農林課関係議案審査、報告 議案乙第15号、報告第 2 号 〔説明、質疑〕 商工振興課関係議案審査、報告 議案乙第15号、議案乙第16号、報告第 2 号、 報告第 3 号 〔説明、質疑〕 陳情審査 陳情第 5 号 〔協議〕 建設課、維持管理課関係議案審査、報告 議案乙第15号、報告第 2 号 〔説明、質疑〕 国道・交通対策課関係議案審査 議案乙第15号 〔説明、質疑〕 上下水道局関係報告 報告第 4 号、報告第 5 号 〔説明、質疑〕
第 2 日	6 月 24 日（月）	所管事務調査 上下水道局架空発注問題について 〔説明、質疑〕

目次	月 日	摘 要
第3日	6月25日(火)	現地視察 浄水場(原古賀町) 自由討議 議案審査 議案乙第15号、議案乙第16号 <div style="text-align: right;">[総括、採決]</div>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和元年6月21日付託]

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号) [可決]

議案乙第16号 令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算(第1号) [可決]

[令和元年6月25日 委員会議決]

2 報 告

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 予算繰越計算書について

報告第5号 予算繰越計算書について

3 所管事務調査

上下水道局架空発注問題について

4 陳 情

陳情第5号 要望書 [協議]

令和元年 6 月 21 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 伊藤 克也
委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男
久保山博幸 池田 利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長	松雪 努
商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長	古沢 修
商工振興課長補佐兼新産業集積エリア事業推進室長補佐	向井 道宣
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長	樋本 太郎
商工振興課企業立地係長兼新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進担当係長	三橋 秀成
商工振興課新産業集積エリア事業推進室新産業集積エリア事業推進係長	能富 繁和
産業経済部次長兼農林課長	松隈 久雄
農林課参事	成富 光祐
農林課長補佐兼農政係長	佐藤 正己
農林課農村整備係長	中垣 秀隆
農業委員会事務局長	倉地 信夫
産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長	佐藤 晃一
産業経済部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原 有高
建設課長補佐兼庶務住宅係長	犬丸 章宏
建設課道路河川整備係長	杉本 修吉
建設課スマートインターチェンジ推進室スマートインターチェンジ推進係長	江藤 誠
維持管理課長	大石 泰之
維持管理課参事兼課長補佐	三澄 洋文
維持管理課管理係長	斉藤 了介

維持管理課維持係長	山下 美知
維持管理課公園緑地係長	本田 一也
国道・交通対策課長	中内 利和
国道・交通対策課道路・交通政策係長	増田 義仁

上下水道局次長兼管理課長	高尾 浩伸
上下水道局管理課長補佐兼業務係長	小川 智裕
上下水道局管理課総務係主査	小柳 洋介
上下水道局事業課長	日吉 和裕
上下水道局事業課浄水場長	平塚 俊範
上下水道局事業課水道事業係長	桑形 伸
上下水道局事業課長補佐兼浄水・水質係長	松雪 秀雄
上下水道局事業課長補佐兼下水道事業係長	中牟田 恒

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

審査日程の決定

農林課関係議案審査、報告

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

商工振興課関係議案審査、報告

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案乙第16号 令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

陳情審査

陳情第5号 要望書

[協議]

建設課、維持管理課関係議案審査、報告

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)

[説明、質疑]

上下水道局関係報告

報告第4号 予算繰越計算書について

報告第5号 予算繰越計算書について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時4分開議

江副康成委員長

ただいまから、建設経済常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

江副康成委員長

これより委員会の審査日程についてお諮りいたします。

あらかじめ正副委員長で協議しました日程案をお手元にお配りしております——を見ながら聞いてください。

本日、まず、開会させていただきまして、日程決定というところで日程は、以下のとおりということで、本日、農林課の2議案、そして商工振興課。

建設課、維持管理課は合同で。そして国道・交通対策課、上下水道局。

6月24日月曜日に所管事務調査として、国道・交通対策課、地域公共交通調査検討業務の結果について。

そして、6月25日火曜日、現地視察、自由討議、総括、採決というふうにさせていただいております。

この中にちょっとございませんけれども、6月24日月曜日、所管事務調査のところは上下水道局の問題の調査を追加したいというふうに考えているところでございます。

現地視察については副委員長から説明、よろしく願いいたします。

伊藤克也副委員長

おはようございます。

それでは、現地視察について、委員の皆様から何か御希望があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

池田利幸委員

浄水場のプール。それを見せていただくことはできんかなと思うんですけど、どうでしょうか。

江副康成委員長

池田委員のほうから、ちょっと御提案ありましたけれども、あらかじめ正副委員長のほう

からも、そういったことをちょっと考えている部分ございまして、どうでしょうか、執行部。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

御存じのとおり、浄水場につきましては、まだ事業中でございます。

ですから、囲い——当然、今、躯体の後に電気設備、機械設備を施工中でございます。

ですから、浄水場の塀の上から見るっていうのは非常に厳しゅうございまして、周りから見ていただく、もしくは先ほど委員長ともお話をしていましたけれども、上から見るということであれば、朝日山のあたりから、上から見ていただくしか……要は今現場が動いておりますので、物がありますから、上に上がることができないんです。

ですから、外回り、もしくは朝日山の上からっていうような形でしか御対応ができないというような状況でございます。

江副康成委員長

こういう事情ですけれども、可能な限り現場を確認して、調査するということも必要でしょう。そういった形で日程に現地視察を入れさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。（「朝日山の上からやる」と呼ぶ者あり）

それも含めて、可能な限り見せてもらうような、それは一つの手段であって、例えばサンプルを見せてもらうとか、いろんなこともあるでしょうし、可能な限り委員の皆さんにわかるように御用意してください。

よろしく願いいたします。

伊藤克也副委員長

塗装現場を直接確認することはちょっと無理っていうことなので、今部長が申し上げてあったように、ちょっと離れたところから見るっていうことで、もう一点お願いをしているのが、現場の写真等が準備できれば、当日お願いをしたいということで申し入れをしておりますので、その辺のことで現地視察を行いたいというふうに思いますが、委員の皆さんそちらでよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

江副康成委員長

よろしいですね。異議ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上のように決しました。

それでは、審査に入ります前に執行部より御挨拶の申し出がっておりますので、これを受けたいと思います。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

建設経済常任委員会の審査に入ります前に、まずは、今回の架空発注に関し、おわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

本6月定例会の建設経済常任委員会におきましては、御審議いただく議案につきましては、乙議案2議案、それから、繰り越しに関する報告4本、そして陳情ということになっております。

補正予算の主なものといたしましては、国の社会資本整備総合交付金の内示に伴うもの。それから、景気対策でございますプレミアム付商品券事業の本体予算などがございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

江副康成委員長

それでは、付託議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

oo

午前11時12分開議

江副康成委員長

再開いたします。

oo

農林課関係議案審査、報告

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

これより農林課関係議案の審査を始めます。

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）及び報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

それでは、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）のうち、農林課関係分について御説明を申し上げます。

補正予算の説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

款17県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節4林業費県補助金の農山漁村地域整備交付金につきましては、林道橋梁長寿命化修繕計画策定の補助金でございます。

次に、資料3ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農業生産基盤整備費、節19負担金、補助及び交付金の説明欄の基盤整備促進事業補助金につきましては、鳥栖市土地改良区が行う暗渠排水整備事業に対し市負担分を補助するものでございます。

次に、目7農地等保全管理費、節15工事請負費の説明欄、河内河川プール周辺整備工事費につきましては、施設が損壊しております箇所の補修工事をするものでございます。

次に、資料4ページをお願いいたします。

節18備品購入費の説明欄の施設用備品購入費につきましては、滞在型農園施設で使用する備品でございます。

次に、款6農林水産業費、項2林業費、目3林業事業費、節13委託料の説明欄、橋梁長寿命化修繕計画策定委託料につきましては、林道橋梁等の施設点検・施設計画策定業務を委託するものでございます。

次に、資料5ページをお願いいたします。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名老朽農業用水路改修事業は800万円のうち、繰越額は779万3,000円でございます。

事業名老朽ため池整備事業は400万円の全額を繰り越しております。

款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名農林水産施設災害復旧事業は、1億8,424万7,000円のうち、繰越額は1億3,381万5,000円でございます。

以上、簡単でございますが、農林課関係分の予算説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

5ページの繰越明許費繰越計算書の一番下ですね。

説明欄の農地・農業用施設、林道災害復旧事業。これ、僕一般質問で聞いたんですけど、今残っている部分、工事準備中、施工中の部分の予算が全部でこの金額になっているっていう判断でいいんですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

そのとおりでございます。

内川隆則委員

関連ばってん、この工事で全てって言われるといつ工事をやるかわからんけど、もともと言いたいのは、安倍総理が付度問題で、第2次補正予算をなかなか落とさんやった。

したがってこういうふうな時期に、繰越明許までせないかんごつなつた。

ところが、もう梅雨は間もなく来るわけたいね。

だから、この二次災害というのが去年の分の、何カ所ぐらい想定されると思う。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

ちょっとすいませんけれども、二次災害と申されますのは、現在、災害が起こっているところが再度災害を起こすということでしょうか。

内川隆則委員

それが日本語と思うばってん。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

現在、鋭意災害復旧に努めているところでございまして、現在、完了しているところも多ございますけれども、未完了のところもございまして、その部分については、災害の影響がないようにブルーシート等で被覆しながら、今回の梅雨時期に備えたいということで準備しているところでございます。

しかしながら、おっしゃるように、どういう梅雨の豪雨になるかは今、現時点では申せませんので、その時点になりましたら、また、いろんな国との協議があるかというふうに考えております。

以上でございます。

内川隆則委員

そういう問題じゃなくて、もう二次災害が発生したら、場合によっては夜中でも出勤せないかんごとなってくるわけやろ。

だからそういうやつを、いわゆる業者も含めて、どういうふうに地元の人たちも含めて、連携プレーをとっていかないかんかというふうなことが、大きな災害が発生すると人災まで

影響するような問題も生じてくるならば、考えとかないかんという意味で今質問しているつもりだね。

だから、そういうふうなことを、ここならば大丈夫やけど、ここに至っては危ないなっていうふうなことを今想定しとかんといかんじゃないかと。

もとはとえば、安倍総理が一番悪かばってん、そういうところが何か所ぐらいあるのかというふうなことを聞いているつもり。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

内川議員が言われていることも、もっともなことだと思っております。

現在、一番危ないと思っておりますのは、萱方町にごぞいます家の裏面が崩れているところでごぞいますので、そこについては、今、シートをかぶせ、そういう危険がないようにという配慮をしておりますけれども、特に注意が必要ということで、その部分については私どもも注意深く、もし何らかの兆候があれば、当然、その家屋の方にお話をするということを心に思っております。

以上でございます。

内川隆則委員

あなたたちの責任じゃなくてもね、業者の人たちも市民の人たちにも、安倍総理が悪いからと言っていいよ。

だから、こういうふうな状況ですので、注意はお互いやっていきますので、よろしく願いしますというふうなことも含めて、市民の皆さん、業者の皆さんにも、お願いしておくというふうなことは、最も今やらなきゃいかん問題じゃなかろうかというふうに思っているので、よろしく願いしておきます。

池田利幸委員

今の一連の質問の中で、ちょっと業者の方々とお話をする中で、若干小耳に挟むことがあったんですけども。

今回、豪雨災害で災害査定の中で、見積もりをとっていくっていうことで、もともと計画されている工事ではないので、見積もりっちゅうか、設計等ずれてくる部分があるんで、業者さんとしては、こっから先もやっとかんと危ないよねっていう話がよくあったけど、その中で、予算もこの中で決められ、この予算で入札をやっているから、これ以上はできんけん、この範囲でやってくださいって。これは農林課なのか維持管理課かわからないので、両方ちよっとまたお伺いしようと思うんですけど、実際そういうことがあったのか、またそのときに、業者さんに対して決まった金額しかできんけん、それでやってくれって言われたっていうのは、やっぱ聞くんですよね。

知っておかないと怖い、まずいんじゃないって。ことし同じところであって、また同じところになる可能性もあるんじゃないのっていう声も若干聞くんですよ。

そうじゃなくて、基本、補修したところはより強固になって、ことしときには災害が起きてはだめなところになってくるはずなんですよ。

そのところは大丈夫なのかなっていうところを確認させてもらいたんですけど。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

確かに工事現場によっては、想定以外の部分が出てくるということで、補助事業に対しても、もし違う部分があれば協議をするということになっておりまして、現在でも林道部分で想定外の部分があって、協議をしている部分もございますので、そういった中で業者の方々とも当然、話をしていくということを思っております。

以上でございます。

池田利幸委員

今の御説明だったら、想定外の部分は新たに話し合いをして新たに予算をつけるように動いている、交渉に動いているっていう判断でよろしいですね。

もうそのままやめてくれって、完全にストップさせているところはないっていうことでよろしいんですよ。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

現在、私どもが把握していますのは、話をさせていただいて協議を行っているということでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

わかりました。

本当に梅雨のシーズン、台風シーズンに入っていきますので、1回修理したところが、なおさら崩れるとか、そういうことがないように、細心の注意で工事を進めていただくようによろしく願いしときます。

続けていいですか、主要事項の16ページ、基盤整備促進事業補助金。

今、結構出ている部分の——永吉町のところの暗渠排水の補助のことってなりますよね。

これ本当に今回、特区を断念するって言われたっていう部分はもちろんわかっている、そこでやるっていうことでしょうけど、次の計画とかにはこの部分はかかってこないんですよ。

次っていうか、もともと基里南側の部分は産業団地、緑地公園、住宅をつくるって言って、現地視察も行かせていただいた部分がありましたよね。

その部分ともう完全にこの暗渠排水の分は切り離して考えていいということになるんですよ。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

全体勉強会のときに地図でちょっと御説明を申し上げましたけれども、基本的に土地利用構想の区域の部分が学校の南側ということでございまして、今回入っている部分が東側でございまして、そういうことで今回地区を設定されたということで聞いております。

以上でございます。

池田利幸委員

そうしたら、考え方には特区をなくして、そこの考え方も別々にもう考えていくっていう方向性で理解しとっていいということですね。わかりました。

江副康成委員長

ほかに。

久保山博幸委員

池田議員の関連ですけれども、高速から東のほう、今言われた土地利用構想は、中学校側ですよ。高速の東側、飯田の南地区になるとかな。あそこの県道から南、高速沿いの。

あの部分が今、飯田地区土地区画整理組合を設立されて、まず市のほうに技術申請をしたということだけど、なかなか今の段階、まだ都市計画マスタープランもできとらんし、土地利用構想もできとらんけん、なかなか技術支援を受け付ける状態じゃないということで、今、ちょっとまだ受け付けていないっちゃう状況ばってん。

地元ではそういう組合をつくって、御存じのように福童側がもう、前から土地区画整理に向けての動きは、まだなかなか——進行は足踏みみたいだけれども、それに増長する形で、飯田地区の利用組合が進みよつとばってん、その辺はどういう調整がされよつとかなと思って。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

この暗渠排水事業については鳥栖市土地改良区が事業主体で進めているところでございまして、現時点では仮同意というか、そういう意向調査をまずして、今後につきまして施工同意をとっていくという手続がございまして、その中で実際する、しないというところが多分出てこられるということで、その中の協議でそういう地区の選定ができるというふうに思っております。

以上でございます。

久保山博幸委員

おおよそスケジュール的には、この暗渠排水工事っていうのはどういうスケジュールで今

後、進んでいくんでしょうか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

現時点では、鳥栖市内全部で500ヘクタールということで、平成26年に計画があったんですけども、それが中断しておりまして、現在立ち上げられた分、24ヘクタールを含めて3カ年で全部終わるといふ計画を土地改良区は立てられております。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかに。

[発言する者なし]

ありませんか。

なら私からです。

まず暗渠排水のところ、これは別の機会っていうか、お話しさせていただいて、土地改良区が100%あったときには、当然、土地改良区の中で決められた手順でやるんでしょうけれども、17.5%ですか、鳥栖市もこのお金を入れて、発言権もそれなりにあると思うんですけど、東のほうから西のほうにずっと順次、エリアを区切ってやっていく。

基本的にはその大きな枠はいいとして、やっぱりどうしても、農業生産力を高めるために後押しせんといかんようなところに対する支援というのはこの枠もあるでしょうし、このほかの枠のこととかも考えんといかんかなというような、ちょっと話も出てきましたけど、最終的にどういった感じで思われているのか御答弁いただければと思います。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

今回、鳥栖市のほうからも補助をするという形になっておりますので、もちろん地区については、計画を土地改良区のほうで、当初予定を組まれておりますので、皆さんからこういう意見があるという話はできる環境だと思いますので、今後、そういう意見については土地改良区に申し上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

江副康成委員長

あわせて、そういうのが基本だと思うんですけども、似たような事業が、ほかに見出せるんじゃないかというような話も、ちょっとお話をしていたけど、そういったところの調査・研究というか、事業化とかいうところの取り組み姿勢についてちょっと御答弁お願いしたいなと思っておりますけど。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

現時点では、同じような事業というのはちょっと把握していないところでございますけれ

ども、言われるように、そういうことができるのであれば、そういうことも1つの方法だと思っておりますので検討等、また協議を行っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

江副康成委員長

あと1点、別のところですけども、内川委員と池田委員が言われたところの災害の復旧の関係の話ですけど。

現場に出ると予定したところとは違ったところが出てくるということは当然あると思います。設計どおりにいかない。

そういったときに先ほど協議されるということで、本来からいうと設計変更して、そういう手順でやってくださいと再度するんでしょうけど、必ずそうするのか、あるいはそうしないでもいい場合もあるのか、そのあたりはいかがでしょうか。農林課関係でいいですけど。

成富光祐農林課参事

今の質問にお答えします。

実際、災害査定を受けた部分につきましては、災害査定で受けた工法で工事を行うということになりますが、どうしても被災した現場につきましては、土砂等を撤去することによって、下がどういうふうになっていたかちゅうのが、災害査定の時点ではわからないことがありますので、そういったものは協議をした上で、もう一度、災害査定の見直しというか、認定の変更を受けた上で、現場のほうの工事にかからせていただくというふうなことになると思います。

江副康成委員長

そうしますと結構、単独事業であれば、自分たちの判断でできるんでしょうけれども、補助事業が基本的には多いですね。

となると、国等の担当者との協議となると、結構日数もかかったりするんじゃないですか。そのあたりはどういう形なんですかね。

成富光祐農林課参事

まず、私どもが協議をするのは農林事務所のほうになりますけれども、農林事務所から、その後、林道であれば林野庁のほうに行きまして、農地関係につきましては、農政局のほうに行くということになりますので、どうしても時間がかかってしまうようなことになってまいります。

江副康成委員長

わかりました。

池田利幸委員

今の関連ですけれども、僕、今回の一般質問で聞いたときの答弁、ほぼほぼ完了していますっていうお答えももらっているじゃないですか。

ほぼほぼ完了していますってお答えをもらったところは、追加工事とかもひっくるめて全部終わっているっていうことですよ。

終わっていないとか、準備中、施工中という部分で答えをもらったところは、もう工事発注しよったとしても、もっとせないかん部分があったからやり直している部分ってというのはそっちに入っているっていうことでいいんですよ。

終わっていますって言ったところはもう全部きちんと終わっているっていうことの判断でよかったですよ。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

おっしゃるとおりでございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

池田利幸委員

ちなみに追加工事をしなきゃいけないっていう、査定をやり直さなきゃいけないっていうのはどのくらいあったんですか。

成富光祐農林課参事

今のところ、土砂がかぶってきよって道路の下の横断、暗渠の部分がある箇所が2カ所ほどありましたけれども、その分が現状としては、協議をさせていただきたいというふうに考えております。(発言する者あり)

林道の2カ所について、協議をさせていただいているところです。

池田利幸委員

そうしたら、それ以外は大体、もう設計どおりで工事は大丈夫だったということですか。

成富光祐農林課参事

現時点では、完了をしているというところです。

江副康成委員長

それならちょっと追加で私のほうから。勝尾城のトンネルの横が、中央のところに草が生えて滑っているような箇所があったじゃないですか。

そこはまだ、もともと災害認定を受けていないということでしたけれども、そういう状況を発見して、今それに対してはどういう状況なんですかね。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

トンネルから西側に行く所で一度切ったところから、ちょっと隙間ができていて部分で草

が生えている部分というのは私ども把握しておりまして、基本的には当然、補助にのっていませんので、今後は単独を、その間でやっていくという形になりますので、単独事業でその部分は補修していくという形になります。

以上でございます。

江副康成委員長

追加の災害認定みたいなやつはないんですか。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

現時点で把握している部分の事業、内容的には、補助にのらないぐらいの事業費ということで、単独で行っていくということになっております。

以上でございます。

江副康成委員長

そういうふうに見えるんですけどね、どさっと崩れたら、大変なことになりそうな気がしますけどね。

そのあたりがその判断ならそういう判断でよろしいんですね、じゃあね。

よかったら答弁……。

松隈久雄産業経済部次長兼農林課長

現時点では崩れておりませんので、その部分については補修を行いながら、単独で行っていくということでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

地すべりとか、兆候——のときにやっとかんと大変なことになるとは思いますけど、私はね。でも、専門家がそう言われるなら、そうかなと思います。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、農林課関係議案に関する質疑を終わります。

次に、商工振興課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

ooo

午前11時40分開議

江副康成委員長

再開いたします。



商工振興課関係議案審査、報告

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案乙第16号 令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

これより商工振興課関係議案の審査を始めます。

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、議案乙第16号 令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）、報告第2号及び報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

商工振興課関係分の主なものについて御説明いたします。

委員会資料6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

節1 商工費国庫補助金につきましては、消費税引き上げに伴いますプレミアム付商品券事業に対する国庫補助金でございます。

その下、雑入につきましては、同じくプレミアム付商品券の販売代金を計上しております。

次のページ、委員会資料7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

節3 職員手当等から節7 賃金までは、商品券事業に要する人件費でございます。

節11 需用費につきましては、商品券事業に係る消耗品、それから、商品券そのもののチラシ等の印刷製本費でございます。

次のページ、主要事項説明書の17ページが差し込まれていると思っておりますけれども、ごらん

ください。

商品券事業の目的でございますけれども、御承知のとおり、本年10月から予定をさせていただきます消費税の10%への引き上げに伴います低所得者及び子育て世帯を対象といたしました商品券事業となっております。

事業内容でございますけれども、購入対象者は、住民税非課税者。それから、これまで3歳までとなっておりますけれども、国のほうが3歳半までを対象を広げまして、3歳半までの子供がいる世帯主となっております。

商品券購入の限度額につきましては、非課税者につきましては、1人当たり2万5,000円。販売額につきましては、2万円と、3歳半までの子供がいる世帯主につきましては、2万5,000円。販売額は2万円でございますけれども、掛ける3歳半までの子供の数となっております。

商品券購入の期間は10月1日から翌年の2月末日まで、また使用期間につきましては、同じく10月1日から翌年の3月末日までとしておりまして、いずれも国から示された期間としております。

次のページ、委員会資料の8ページをお願いいたします。

節12役務費は、商品券事業に係ります郵便代等でございます。

節13委託料につきましては、商品券の販売等に係る委託料でございますけれども、販売につきましても、現在のところ、簡易郵便局を除きますが、市内の各地区にございます7カ所の各郵便局を予定しております。

また、使用された商品券の換金でございますけれども、これにつきましては、現時点では、本市の指定金融機関でございます佐賀銀行での換金を予定しておるところでございます。

なお、換金業務に関しましては、商品券を3月末日まで年度いっぱい使えるようにいたしますので、換金がどうしても4月に入り、年度をまたぎます。換金業務委託料につきましては、年度をまたぎますので繰越明許費を設定することといたしております。

次に、節15工事請負費でございますけれども、次のページ、主要事項の18ページをごらんください。

西部工業団地フェンス改修事業でございますけれども、JR長崎本線に隣接いたしまして、西部工業団地1号線沿いにフェンスを設置しておりますけれども、ごらんのとおり、長年の雨水等によりまして、のり面の地盤が侵食され、線路側にフェンスが傾いてきております。これに伴いまして改修を行うものでございます。

次のページ、委員会資料9ページをお願いいたします。

節15工事請負費でございます。

次のページに主要事項説明書の19ページを差し込んでおるかと思っております。

杓子ヶ峰遊歩道の復旧事業でございますけれども、昨年7月豪雨によりまして遊歩道が一部崩落をしております。

現在、通行どめとしておりますけれども、遊歩道のルートの見直し、それから、工法等につきまして検討を行ってまいりましたが、今回、遊歩道の現道での復旧工事を行うものでございます。

次のページ、資料の10ページをお願いいたします。

産業団地造成特別会計について御説明いたします。

新産業集積エリア整備事業に伴う歳入でございます。

次のページめくっていただきまして、資料の11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

節8報償費につきましては、新産業集積エリア整備事業における土地の登記及び相続人の範囲や割合等について、間違いのないよう適正な事務手続を行っていくために、専門家であります司法書士へ相談経費を補正するものでございます。

なお、農地法違反の是正の状況についてでございますけれども、今年度に入りまして、4月18日に庁内の推進本部会議及び幹事会を開催しております。

翌日の19日に農業委員会の皆様に対しまして市長から、現時点で全ての地権者及び地元からの同意は得られておらず、いまだ一括申請できる状況ではございませんけれども、追認する方法については、転用申請の窓口でございます農業委員会において、できるだけ早期に協議、検討いただき、あらかじめ結果を示していただくようお願いをしたところでございます。

5月に入りまして、20日に、市の農業委員会が県に要請をしまして、県農山漁村課の職員を招き、農業委員会定例会後に、県から登記を戻さなくても申請を受け付け、審査を進めることが可能であるという追認の手法について説明がなされたと聞いております。

次に、用地買収の状況についてですが、4月下旬に新たに1人の地権者の方と契約を締結いたしまして、仮登記を設定したところでございます。

このことによりまして、残る地権者は4人、うち1件が共有名義となっておりますので、実質、残る地権者は件数で言いますと3件というふうになっております。

新産業集積エリア整備事業に関しましては、できるだけ早期に農地法違反の是正を図るとともに、地権者及び地元の御理解、御協力を得られるよう、また二度と過ちのないよう慎重かつ丁寧に進めてまいりたいと思っております。

次のページ、資料の12ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございますが、ごらんのとおり昨年度からの繰越明許費につきま

して額が確定いたしましたので報告するものでございます。

以上、商工振興課関係分の予算の主なものにつきまして説明を終わります。

よろしく願いいたします。

江副康成委員長

今、農地法違反のところのやつを時系列でずっと口頭で説明されたじゃないですか。

今までまとめた文書で、いろんな場面では報告あっているんですけど、それは用意できていないんですか。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午前11時50分休憩



午後 1 時 9 分開議

江副康成委員長

再開します。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

ちょっと伺いますが、結局、杓子ヶ峰の工事は、工期はどのくらいかかるのかな。

それから、これ、表通りしかないんですけど、裏通り、柚比から上がる道は今どういうふうになっているかね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まず工期についてでございますけれども、3カ月程度を工期としては見込んでおります。発注してから3カ月ですね。

それから、もう一本、道があるんじゃないかっていうことで、現在はそちらの登山道、柚比から登るほうを利用させていただいておるんですけども、そちらのほうは通行が可能となっております。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

補正予算概要の6ページ、説明の下のほうですね。

プレミアム付商品券販売代金のところで、2万円掛ける1万6,000人。

これ1万6,000人というのはどこから算出してきた人数になるんですか。まずそれを教えてください。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

1万6,000人の算出根拠でございますけれども、まず、非課税者につきましては、税務課のほうに依頼をいたしまして、非課税者1万3,000人という見込みを立てております。

それから、残る3,000人でございますけれども、これにつきましては、市民課のほうに依頼をしまして、3歳半までの児童数、お子さんの数をおおむね3,000人と見込んでいまして、合わせて1万6,000人としたところでございます。

以上です。

池田利幸委員

たしか国の規定が変わって10月までに生まれる予定のお子さんの分っていうのも入るようになったはずですね。

その数のところはこの1万6,000人の中に見込まれているんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

1万6,000人の中に見込んでおります。

池田利幸委員

わかりました。ありがとうございます。

一旦これでいいです。

江副康成委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

すいません、8ページの西部工業団地フェンス改修事業の分で、次に説明資料があるんですが、この件ではないんですけれども、こういったことで、例えばJRの路線沿いというか、こういったフェンスが未設置のような状況があるというところの把握とか、そういったことはされていますでしょうか。

例えば、こういったフェンスの設置が現状なくて、今後、必要なところといった状況把握とかがっているのはされていますか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

商工振興課のほうで管理しております施設設備等においては、JRに近接するところこういう柵がないというところはございませんし、今後、必要性が発生するということもないと認識をしております。

伊藤克也委員

今回、商工振興課から出た議案なので、恐らくそうだというふうに思うんですが、建設課、維持管理課を含めてそういったこと——この委員会ではなくても結構なので、もしそういう状況があれば、また後日教えていただければというふうに思いますので、よかですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

当然、今回の議案については西部工業団地だけになっておりますけれども、おっしゃっているところでは維持管理課のほうが中心となって、そういう未設置のところは、たしか去年も1カ所を設置したというふうに記憶をしておりますけれども、そういうような中で、維持管理課のほうで対応していくことになると考えております。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

11ページの謝金。

司法書士への登記等の相談に係るものっていうところの部分ですけど、これはもう司法書士はどこに依頼するとかいう部分は決まっているんでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

司法書士につきましては、誰っていうことが決まっておりませんで、司法書士会鳥栖三神支部のほうに御相談を申し上げて、予算がつきましたならば御推薦をいただくということで話を進めてはおります。

以上でございます。

池田利幸委員

そうしたら、現時点ではまだ相談までは——予算がついてから本格的に依頼をかけてっていうことになるということですね。ありがとうございます。

そうしたら、そのまま提出していただいている資料の中で、一般質問とかでも、部長の答弁の中でもあったんですけど、新産業集積エリア整備事業推進本部長に市長がなられて、責任をとるためになりますって言われたんですけども、実際、市長が本部長になることによって責任とるって、何ができるんですか。

何ができるっていうのは聞き方おかしいかもしれませんが、責任をとるから推進本部長になりますっていう話だったじゃないですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

ことしの2月に本部長に再度なっていたところなんですけれども、それまでが副市長が本部長ということで、そこでワンクッションありましたもんですから、本部長になって

いただくことで、こういう新産業集積エリアの全てを把握していただく、それから動いていただくというようなどころもあるかとも考えております。

池田利幸委員

市長が本部長になられてから本部長として、何か指示をされた、行動に対して指示されたとか、招集されたとかいうことはあるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

2月に本部長に就任をいたしまして、まず資料にも書いておりますけれども、4月18日に推進本部の開催、それから、幹事会の開催という指示を受けております。

それから、農業委員会のほうへ御自分で口頭により、依頼をするということで日程調整、それから、実際、口頭だけでは足りぬということで、文書での依頼の指示を受けたところでございます。

以上でございます。

池田利幸委員

ということは、これは商工振興課のほうから市長にお願いしたとかじゃなくて、市長からこうやるからっていうふうに指示がおりたっていう理解でよろしいでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

こちらのほうからやろうっていうふうに持ちかけたのではなくて、最後の指示、開催については市長からの指示によるものでございます。

池田利幸委員

ありがとうございます。

あと、令和元年5月のところに書いてある農地法違反の是正ってということで、ここに載っているのは、定例会農業委員会後に勉強会開催で、県の農山漁村課まで入れ追認する方法について県から説明ありってということですよ。

ということは、商工振興課としても、今から先の方法は追認によるものによってという判断を現時点でされ始めたっていうか、されているってということになるんですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

現時点では商工振興課のほうでは、まず、一案として登記を戻す方法、それについて、こちらのほうで協議、検討を行っております。

追認につきましては、決定もしくは審議するところは、農業委員会でございますので、その点においては、農業委員会のほうから、県農山漁村課のほうに依頼をされて追認することについての協議、検討ということで勉強会を開催されております。

この5月の勉強会には私どもは参加をしております。

以上でございます。

池田利幸委員

そうしたら、これは商工振興課から県のほうに頼んだわけじゃなくて、農業委員会のほうから県のほうにその追認のやり方とか、追認っていう話があるとしたらどうやるんだっていうことで説明をしてくれっていうことと呼んだっていうことによろしいんですね。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

商工振興課のほうから依頼したのではなくて、鳥栖市農業委員会のほうから、呼ばれたということでございます。

池田利幸委員

わかりました。

ありがとうございます。

小石弘和委員

西部工業団地1号線沿いのフェンス。

これはもともと何で商工振興課の費用負担になるわけ。それから、内側の草刈りはどこがやっているわけ。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

恐らく、これ市道なんで維持管理課の範疇じゃないのかっていうような御質問がまざっているのだと理解をするんですけれども、西部工業団地の造成、これは県のほうでやられまして、市のほうに受けまして、それから、それぞれの持ち場のほうに所管を移しておるところなので、それぞれ公園だとか、道路とか、そういったものの所管を移しておるところなんです。この歩道部分につきましては、商工振興課の所管のままということで、商工振興課のほうで管理を行っております。

小石弘和委員

これはおかしいよ。これは維持管理課のほうにやらないと。

こんなぼろんとば県から貰ったっちゃ一緒って。「要らんやろ」と呼ぶ者あり）要らんくさい。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

ありがとうございます。維持管理課と協議を行います。

小石弘和委員

この内側の草刈りはどこがしょっと。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

線路側の草刈りは市有地になっておりますので、のり面がですね、商工振興課のほうで行

っております。

小石弘和委員

これは戻したほうがよかよ。こんな金のかかるとは。

久保山博幸委員

産業団地の報償費、司法書士さんの件ですけど、ちょっと素朴な疑問で、市がこういった土地を購入とかするときに、専門家の司法書士さんとかそういう民間の専門家の連携っっちゃうか、介在っっちゃうか、今回いろいろ問題が起きたけんが司法書士さんに相談するというふうなことかなと思うんですけど。土地を買う最初のほうからそういうふうに民間の専門家と連携しながら契約していれば、今回のような農地法違反は起きらんやったっちなかろうかなっていう、素朴に思うんですが、その辺はどんな……。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

まさにそのとおりだと思います。

当初からこういった複雑な登記とか、仮登記を入れるとか、そういった今までにないような手法で用地買収を行っていくっていう点については、御指摘のように専門家に当初から相談をしながら、依頼をしながら進めたほうがよかったんじゃないかなというふうに私も思います。

池田利幸委員

すいません、僕も素朴な質問ですけど、当時は全くそういうことが、話題とか議題にも上がらなかったということなんですよ。

その当時にいらっしゃった方がいるのかどうかちょっとわかんないんですけど。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

先ほど古沢が申しましたように、初めからそういうふうにやっておけばよかったと私もそう思いますし、当時っていうことでいけば前回の報告書なりを見てみますと集団調印をし、そこから150人ぐらいの登記を変えていく流れの中で、時間的なものに追われていた。

要は、支払いを優先させるために、時間的なものに追われていたっていうふうな状況があったというふうに私も理解をしておりますので、そこは丁寧にすべきだったんだろうというふうに私も考えております。

江副康成委員長

池田委員はいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに。

小石弘和委員

ちょっと関連ですけど、この新産業集積エリアの件ですけど。

私も一般質問のときに追認するものか、結局、もとに戻すものか、鳥栖駅周辺のように白紙に戻すものか。これさえまだ結論が出ていないわけで、その中で結局、負の経費が平成30年度には818万円かかっているわけですね。そして、ことしからは恐らく2,100万円くらいの負の経費がかかるだろうと。

それで、ちょっと見てみますと、この用地管理委託料1,900万円、結局載っているわけですね、当初で。これ前回平成30年度は、1回500万円程度で終わっているわけですね。

なぜこれ1,900万円もかけて予算を計上したものか。商工振興課のほうから予算要求したものか、財政課のほうでつけていただいたものか。

計算すれば大体5年間で、分譲開始まで5年かかるとして、1億1,000万円ぐらいかかってくるわけですね。

そうすると結局、例えば900万円ほどの予算が多く計上されているから、この点に関して、ちょっと御説明をいただきたいと思うんですけど。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

草刈りの経費のことだと思うんですけども、昨年度約500万円かけて草刈りを行っております。

小石委員がおっしゃられたのは、今年度の草刈りの委託料が1,900万円に、かなり増額になっているのは何でかという御質問ですけれども、これにつきましては、昨年度、地元のほうに委託を行って500万円で行っていただいたものでございます。

今年度につきましては、2回実施の予定をしておるところでございますけれども、面積も広うございますし、仮に地元が受けかねるとなった場合に業者に発注をするということが生じた場合に備えまして、業者発注の場合ですと、諸費用等含めまして1,900万円という計上を行っております。

小石弘和委員

地元で2回していただくというようなことであれば、大体どのぐらいの予算計上で済むわけですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

地元のほうに発注をいたしましたとすれば、概算でございますが900万円程度じゃなかろうかというふうに考えております。

小石弘和委員

2回ですね。(発言する者あり)

江副康成委員長

きちんと答弁してください。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

2回で900万円程度というふうに考えております。

小石弘和委員

わかりました。これはあくまでも新産業集積エリア推進室と地元との交渉をやっていただけで、もうできないというふうなことであれば、結局、業者に頼むとかというような方法があると思うんですけど。

それは、もう担当課のほうで交渉していただくというような形で、私はいいと思うんですけど。

できるだけ、やっぱり地元発注というふうな形をとったほうが何でもスムーズにいくんじゃないかなというふうな思いがあったもんですから、ちょっとお尋ねしただけです。

以上です。

池田利幸委員

これ、前回の委員会の中で予算が上がったときに多分僕も1,900万円、何ですかって聞いたときに、そのときの記憶が間違っと思ったら申しわけないんですけど。

前年度まではほとんど手つかずでほったらかしとって、今回本格的にしないといけないから1,900万円かかりますよってというようなニュアンスの御答弁をもらったような気がしたんですけど、違いましたっけ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

若干違うと思います。

1,900万円、何ですかっていうような御質問は確かに受けました。

それで、それに対して能富が業者に24ヘクタールの草刈りをするということで算定した場合には1,900万円になりますってというようなお話をしたと、私の記憶はそうっております。

池田利幸委員

前年度まではそんなに本格的に草刈りはされていなかったって言われていませんでしたっけ、それは言っていないですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

要は、草刈りさせてくださいっていうところでは事前に委員長、副委員長のほうには地元を通してっていうような形で、3分の1程度、2分の1まで行くかどうかというようなお話を差し上げて、ちょっと地元で草刈りをさせてくださいっていうような御相談をした上で、3月に草刈りをしたところでした。

池田利幸委員

すいません。ありがとうございます。

久保山博幸委員

関連で、私もあそこ、なかなか車でしか降りて見ていないんですけど、現状、結構、昔の田んぼの形状で残っていますよね。

そうすると余計、手で刈るのか、乗用で刈るのかわからんばってんが、やっぱり経費もかかるのかなと。

この先もう4年も5年も今のような状態なら、一遍きれいに整地しておけば、もう乗用でやるとだいぶ草刈りの経費も……と思うんですけど。(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時34分休憩



午後 1 時34分開議

江副康成委員長

再開します。

内川隆則委員

プレミアム付商品券の件ばってん。

これ、選挙のたんび、しゃっち出てくるばってん、皆さんから喜ばれよっとかね。

市役所としては腹のいっちょん痛まん金ばっかり出てくるばってんね。

だから、何にも考えとらんのかわからんばってん、果たして市民の皆さんが本当に喜んでもらえるようなお金なのか。

私は、ぼろかす言われたときもある。国は借金だらけなのにこがんとばやってからって、いらん金じゃんちゅうて言われる人もおらっしゃった。

だから、ちょっと本当に、つぶさに、あなたたちが——直接佐賀銀行が手渡すもんやけんが、直接じゃないだろうけど。

結局、後追い調査でもやってみて、果たしてこういうものがどのくらい喜ばれているのかというふうなことも、後からの調査でもやる必要があるんじゃないかというふうに思いますので、どんなでしょうか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

効果とか、実際プレミアム付——今回の事業を行った効果の把握の一つとして、そういった手法、御意見をいただくというのは非常に重要なことで、大切なことだと思います。

私どものほうで、できる範囲で、そういったお声っていうのは拾い上げていきたいと思えますので、手法等については検討を行いたいと思えます。

ありがとうございます。

池田利幸委員

前回のところでも出ていたんですけど、結局、事務に係る嘱託職員って、最終的に何人雇う予定になったんですか。

樋本太郎商工振興課長補佐兼商工観光労政係長

失礼します。御質問にお答えさせていただきます。

嘱託職員につきましては、7月から12月まで、2名を予定しております。さらに、8月が申請書の最初の受付期間なので非常に繁忙期になります。

そこで、ひと月だけ4名の臨時職員を雇用させていただくという形で現在調整をしているところでございます。

池田利幸委員

すいません、ありがとうございます。

商工振興課で扱われるのは初めてになると思えますんで、(発言する者あり) 前回は商工振興課扱いじゃなかったんですよね。

江副康成委員長

暫時休憩します。

午後 1 時37分休憩



午後 1 時38分開議

江副康成委員長

再開します。

池田利幸委員

適切に、皆さん負担にならないようにやっていただきたいなと思えます。

以上です。

江副康成委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、商工振興課関係議案の審査を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

陳情第5号 要望書

江副康成委員長

続きまして、当委員会に付託されております陳情第5号 要望書を議題といたします。

この際、協議に入ります前に商工振興課よりこの陳情に関して御説明をお願いしたいと思
います。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午後1時38分休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後1時39分開議

江副康成委員長

再開します。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

要望書についてでございますけれども、平成31年4月26日付で、鳥栖市建設組合より会長
名で、要望書が提出をなされております。

その中におきまして、新産業集積エリア造成工事について、2項目ある2番目のところで
すけれども、以前より鳥栖市旭地区において、新産業集積エリア造成工事計画がなされてお
りますが、早急に諸問題を解決し事業を進め、造成工事の発注につきましては、鳥栖市内の
雇用維持、拡大と育成のため、地元業者で受注できるような発注形態をお願い申し上げます
ということで要望が出されております。

これまでこういった要望書につきましては、建設組合から過去2回、それから、土木工事

業者、B級業者から1回。造園業者から1回。

具体的に申し上げますと平成25年5月に建設組合。平成26年6月に同じく建設組合。平成27年12月に土木工事B級、並びに造園業者一同。

今回、再度建設組合のほうから要望が出されておまして、担当課といたしましては、できるだけ早期に農地法違反の是正を図るとともに、残る地権者及び地元から同意を得られるよう誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

また、造成工事の発注につきましては、地元業者の育成、それから、地域雇用の確保の観点から、市内業者に当然配慮した発注に努めたいと考えております。

以上でございます。

江副康成委員長

ありがとうございました。

要望書に対して、当委員会の――審議してまた御報告する必要がございますので、御意見のある方は挙手の上、御発言のほどよろしくお願いいたします。

小石弘和委員

鳥栖市建設組合というようなことであれば、これA級だけというような形になるんですね、要望とすれば。そうするとおかしいんじゃないかなと思うんですね。

これは要するに、AもBもCも、一緒に要望が来れば検討することはできるわけです。前からの話では、種村元副市長さんのときには、A、B、Cのベンチャーで市内の業者というふうなお話だけは私耳にしとったんですけど、これ鳥栖市建設組合だけでは、A級だけの要するに問題だから、これに対してここで要するに審査するっちゅうことは、検討するのはおかしいんじゃないかなと私はそう思うんですけど。

以上です。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

確かに建設組合っていうところでいきますと土木のAっていうところが中心メンバーだと思っておりますけれども、今回の建設組合からの要望ということでは、地元業者で受注できるような発注形態というようなことでございますので、当然、そこにはAもBもCも含んでいるという私は理解をしておりますが。（「いい解釈するね」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

今、松雪部長のほうからそういう趣旨で、ここの委員会で、ちょっと話をしてもらいたいと……（発言する者あり）

内川隆則委員

せっかく課長がさかのぼって、平成25年からいろいろ要望が上がっておりますっちゅうよ

うなことであったけど、仮に委員会で決議をしたとして、どのくらいの効果があると。平成25年からいろいろ要望書を受け取って、やった結果。

だから今日するかせんかで、やったことによって効果があるかないかっていうことを聞きたいわけよ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

効果っていうところでお答えすることは非常に難しゅうございますけれども、当然、我々といたしましては、地元への発注というところは、議員さんたちもお考えは一緒だろうというふうに思っておりますので、当然、我々もそういうような地元配慮したっていうところは考えていきたいというようなことで思っておりますが。

江副康成委員長

執行部は執行部のほうで来ているでしょうから、そういう形で対応されているということで、これ我々市議会のほうに来ていて、議長の方から、当委員会に付託されている件なものですから、当委員会のメンバーとしてどう考えるかということを中心に御意見いただければと思いますけど。

池田利幸委員

すいません、これは基本的に記載で来ているのは、1つ目は、市庁舎建設についてですね。うちの委員会に付託される部分っていうのは基本的に2番目の新産業集積エリア造成工事についてのみっていうことになりますよね。

この委員会の中で決議しました、わかりましたとか、やりましょうとか言う以前に、新産業集積エリアの造成工事自体が。(発言する者あり)

江副康成委員長

池田委員ちょっとそこまで言ってください。

池田利幸委員

やりますとかいうところですけど、その前にできるかどうかっていうところが先なんじゃないかなって思うところもあるんですけど、どうですか。

江副康成委員長

池田委員、このメンバーを中心に話しかけてくださいね。

内川委員、もう一回どうぞ、お願いします。

内川隆則委員

地元業者というふうなことは至極当然な話だろうというふうに思います。

したがって、そういう点から、水道の問題についても、配慮された結果、悪い勇み足になったようなこともあるので、それはそれとして、注意していかなきゃならんというふうに思

いますけれども。

私は、このことによって、この要望書が出されて、我々が賛成することによって、どのくらい執行部が受けとめてもらえるのかというふうなことは非常に関心のあるところだろうというふうに思うので、質問したわけで。(発言する者あり)

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

そういう趣旨の御質問でございましたら、当然、議会からのそういう御意見等も踏まえてというところは当然、我々も考える中に入ってくるということでございます。

以上です。(発言する者あり)

江副康成委員長

今、ちょっと聞こえてきましたけど、この段階にまだいつ行くのかわからないという状況での、ちょっと要望でもございますんで、そういったところを踏まえて、今いろいろ御意見出しましたけど、当然、上の鳥栖市市庁舎建設というところと合わせて返されるんでしょうけれども、当委員会の部分は、その現状を踏まえたところで正副のほうで、委員会の御意見を返すということ及び今ほかに言われたところも加味してということによろしいですか、この部分は。(「正副だけでや」と呼ぶ者あり)

どうぞ、意見があるなら。(発言する者あり)

久保山日出男委員

正副で決める。

江副康成委員長

ほかに意見があるなら言ってください。(「全員で決めんば。この中で、この委員会の委員だけで」と呼ぶ者あり)

久保山日出男委員

議会の中の委員で決めて行くべきやなかかい。

まとめをやりよるわけではなかけん、正副でやるとかいう言い方はなかる。

江副康成委員長

だからどういう御意見ですか。

久保山日出男委員

全員の協議の一致のもとで決めないかんねえもんって。

江副康成委員長

だからその意見を言ってください。(「それだけが意見やんね。正副で決めるわけじゃないって」と呼ぶ者あり)

わかりました、そこはちょっと取り下げます。

ほかに御意見、言ってください。

伊藤克也委員

私も2番の新産業集積エリア造成工事についてということで、当委員会にお願いということだと思っうんですね。

この中に2つやっぱり意味が込められていまして、皆さん御承知のように早く新産業集積エリアを進めて工事をする、できる段階まで持って行ってほしいというようなことと、もう一点はやっぱり地元を優先的に使ってくださいということだというふうに思いますので、この意図する意味について我々議会も執行部というか、行政側も一致して協力していくべきだというふうに思っておりますんで、それ以上でも以下でもないです。

以上です。

江副康成委員長

久保山博幸議員、ちょっと御意見あれば。

久保山博幸委員

今、副委員長がおっしゃったとおり、とりあえず今の課題、農地法違反をどうするかっていうのを早急に、こういう要望が上がる、上がらないに関わらず、もう進めていかなければならないことなんで、そういう方向っちゃうか、もうやるのは当然ということで、早急にやるのは当然ということです。

小石弘和委員

これ、こういうふうなことを要するにいろいろ決めたっちゃ一緒。

まず、結局どの方向でいくというふうなことを先に執行部は出さんことには、こういうふうなことを話し合ったっちゃ一緒ですよ。

まず、もう追認で行くものか、もとに戻すものか、もう全てチャラにするというふうな3つの中で1つ決めて、それを要請して、その後の問題ですよ。私はそう思います。

江副康成委員長

内川委員の御意見は大体わかったんですけども、今の話を聞いて、そのままよろしいですか、先ほどの意見で。

内川隆則委員

いや私は、これはこれ、それはそれで判断してもよからうというふうには思います。

江副康成委員長

ちょうど小石委員と、内川委員、反対のことを言われたんですよ。（「反対じゃなかばってん」と呼ぶ者あり）

よかですか。（「解説せんでよか」と呼ぶ者あり）

はい。それでは、池田委員も、この件について御意見、もう一度。

池田利幸委員

本当に、まずもって地元業者さんに工事をしてもらってというのは、もちろん至極当然のことだと思っております。

あと、進めてまいりますっていう答えを言うっていう中で、議会の中でも、それ自体をやめたらどうか、やめる決断もあるんじゃないかとかいうことが、一般質問の中でも出ていましたよね。

進めてまいりますって言えるのか、さっき小石委員が言われたように選択肢の中に、追認でやっていくとか、もとに戻す、もしくは取り下げるとかいう選択肢があるというのは、考えられるとなれば、まずそこの整理をしないと。

そこの整理をしっかりとやってまいりますしか、言えないんじゃないかなって私は思います。

やるとなれば、しっかりと地元の業者さんたち等で協力しながらやらせていただきますとかそういう返事しかできないんじゃないかなとは、思うんですけども。

総合的に簡単に言えば、しっかりと前向きに頑張って地元の業者さんとやりますっていうお答えで返すのかどうかは——ですけど、まずその上の、上の部分っちゃうか、以前よりっていう、最初の部分に関して見れば、選択肢がまだ決まっていなかった中では答えがどう返せるのかを、ちょっと私自身は、判断しかねるんじゃないかなと思います。

伊藤克也委員

この進捗状況を今紙で配っていただいて、先ほど部長から御説明があったように、一応、市長も4月26日は出席をされて、追認する方法について協議、検討して、結果をできるだけ早期にお願いをしたっていうことなので、追認という方向性は出されているっていうふうに私は理解しているんですが、いかがですか。

古沢修商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長

登記を戻す方法につきましては、もちろん商工振興課のほうで検討して、やるとすれば、やるべきことだと思いますし、追認につきましては、農業委員会のほうで協議、検討されることですので、農業委員会のほうでも並行して協議、検討していただいているという状況でございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

恐らく、そういう答弁しかできないのかなっていうふうに思うんですが、やっぱり先に進めるための構想はしっかりと出す必要があるというふうに思いますので、私はこの要望書は、そのとおりっていうか、要望書に従った感じで進めていくべきだっていうふうには感じます。

以上です。

江副康成委員長

久保山日出男委員はこれを踏まえてどういうお考えですか。

久保山日出男委員

私は、この申請書の中に書いてあることは、この整理をしてまでって書いてあるけん、このまま受けてはいいと思います。

以上です。

久保山博幸委員

あくまで議会、議長あてに、こういう要望書が提出されているっていう、民間の、市民の立場からすれば一体何をしよるか、早く進めてよっていうのは、正直なところだと思うんですが。

ですから、例えば、陳情っちゅうか、県とか、対外的な——執行部任せじゃなくて、じゃあ、議会として何ができるのか、前に進めるために、何ができるのかなというこの要望書を踏まえながら、ちょっと考えばいかんのかな。何ができるのかなっていうところですね。

これに応えるために、議会としてですね。

江副康成委員長

ちょっと暫時休憩します。

午後 1 時56分休憩



午後 1 時59分開議

江副康成委員長

再開します。

今御意見を、各委員さんからお伺いしました。

その御意見をまとめたところで皆さんにお示しして、そして議長のほうにお返したいと思っていますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情についてを終わります。

次に、建設課及び維持管理課関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩します。

午後 2 時休憩



午後 2 時 9 分開議

江副康成委員長

再開します。



建設課、維持管理課関係議案審査、報告

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

江副康成委員長

これより建設課及び維持管理課関係議案の審査を始めます。

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）及び報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

それでは、委員会説明資料の13ページからと、主要事項説明書の21ページからで説明をいたします。

説明書の13ページ、歳入につきましては、建設課、維持管理課分となっております。

項2 国庫補助金、節1 道路橋梁費国庫補助金については、社会資本整備総合交付金につきまして4月になって国費の内示があったことによる増額補正となっております。

14ページをお願いいたします。

節2 住宅費国庫補助金につきましても、社会資本整備総合交付金の内示があったことによる増額補正となっております。

15ページをお願いいたします。

款17県支出金、項3委託金、節1住宅費委託金につきましては、浅井アパート集会場屋根改修工事におきまして、ここは県営、市営の共同使用となっておりますので、当初、国費はゼロで上げておりました分の県からの委託金となっております。

節4土木費受託収入につきましては、道路改良事業費として飯田・酒井東町線は高速道路の側道の部分ですけど、こちらの方は鳥栖市が発注することになっておりますので、NEXCOからの受託収入となっております。

16ページをお願いいたします。

これは国費の増額に伴う市債の増額となっております。

17ページにつきましても同様でございます。

次に18ページ、歳出につきましては、建設課分となっております。

項2道路橋梁費、節13委託料から19ページの節22補償、補填及び賠償金につきましては、国費の内示があったことによる事業費の増額となっております。

ここから主要事項説明書にて説明いたします。

主要事項説明書の21ページをお願いいたします。

当初で予定しておりました下の図のほうで、田代大官町・萱方線事業ですけれども、当初、左側のユートク、文具でぶんどぐですね、それから、ダスキンの用地取得物件の補償を当初で予定しておりましたが、6月の補正によりまして、赤で着色しております萱方アパートの撤去後の工事、それから、中央付近の2軒の方の用地取得、物件調査を予定いたしております。

それから、主要事項説明書の22ページをお願いいたします。

轟木・衛生処理場線につきましては、当初、ナフコのところの用地の取得を予定しておりましたが、6月補正によりまして、その用地取得と物件補償、それから、道路の取りつけ工事を今年度予定いたしております。

それから、23ページをお願いいたします。

味坂スマートインターチェンジの高速の側道の分ですけれども、飯田・酒井東線ですけれども、下の事業内容、2の(2)ですけれども、今年度実施する主な内容といたしましては、調査・設計等業務。これにつきましては、鳥栖市が発注して、NEXCOからの受託収入を受ける分となっております。

下の物件調査業務につきましても、鳥栖市が発注しまして、そのうちNEXCOから市の受託分がある内容となっております。

その下の水文調査に関しましては、NEXCOが発注しまして、市から債務負担行為として、これは令和2年から令和6年までかかりますので、債務負担行為として、限度額7,786

万7,000円を予定いたしております。

24ページをお願いいたします。

これは飯田・水屋線、縦の市道についてですけれども、今年度は、その下のほうに書いております路線測量業務、地質調査業務、それから、道路等詳細設計業務委託料を予定いたしております。令和2年に用地の測量をする予定としております。

それから、説明資料の20ページをお願いいたします。

項5住宅費、節12役務費、空家対策の手数料50万4,000円となっておりますけれども、これにつきましては、立石町に平成28年当時、火災で焼失した物件がありますけれども、これにつきましては、建物、土地ともに全員が相続放棄をされておまして、所有者がいない建物、土地となっております。

これにつきましては、財産管理人制度を適用しまして司法書士の方に間に入ってもらって、その方が売却をするということになりますので、その司法書士の方への予納金といいますか、手数料ということになっております。

節13委託料、これは市営アパートの修繕の委託料になっておりますけれども、これにつきましては、公共施設中長期保全計画に基づきまして年次的に修繕をしていくものでございます。

下の工事請負費につきましても同様でございます。

先ほどの22ページには、先ほど説明しました飯田・酒井東線等の水文調査の負担金として、令和2年から令和6年度までの債務負担行為をお願いしております。

21ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書ですけれども、上のほうから、田代大官町・萱方線につきましては、工事に関しましては6月28日に完了する予定となっております。用地に関しましては今年度中に取得する予定としております。

轟木・衛生処理場線、公有財産購入費につきましても今年度中に執行することとしております。

飯田・酒井東線等道路改良事業につきましては、今年度に測量をするということになっております。

22ページをお願いします。

東前2号線等道路改良事業につきましては、6月28日に工事を完了する予定となっております。

原口・基里小線につきましては、4月26日に工事を完了いたしております。

高速道路利便増進事業につきましては、交差点部の変更のため、繰り越しておりましたが、

5月31日に完了をいたしております。

都市計画道路見直し事業につきましては、6月20日に完了をいたしております。

23ページをお願いいたします。

浅井アパート11棟のガス管ですけれども、4月12日に完了いたしております。

不良住宅空家等の除却費の補助金につきましては、松原町の物件を執行予定としておりまして、1件は取り壊し済みとなっております。

以上、建設課分の説明を終わります。

江副康成委員長

一旦ここで説明を終わりにして、質疑を求めましょう。

内川隆則委員

ちょっと質問の前に、これタブレットで補正予算と主要事項説明書ば一遍に見らやんたい。

江副康成委員長

ちょっと暫時休憩します。

午後2時18分休憩



午後2時20分開議

江副康成委員長

再開します。

池田利幸委員

20ページ、一般会計の歳出のところですね。

一番上の目2住宅改善費、節12役務費の補正額50万4,000円ですかね。手数料って書いてある部分です。

さっき説明をいただいた部分で、火事によって焼失したところを、みんなが財産放棄をしたから行政書士を入れてっていうことの御説明だったんですけども、これは手数料ということは、行政書士に頼んだ委託料がこの金額っていうことなんですかね。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

司法書士さんに間に入ってもらうんですが、その方に対して、この金額を前払いして何年間かかけて、この財産を処分してもらうんですが、司法書士さんへの手数料っちゅうか、報酬みたいな形になります。

これは、土地代金が例えば、500万円で売れたとなると、その中から差し戻しというか、返納してもらうということになりますので、固定資産税とか、そういうのを取った後に、この50万円に関しては、市のほうに戻ってくるお金となります。

池田利幸委員

ここを財産放棄されて、焼失しとったってということは、もうここは荒れた土地っていうか、建物の焼け残りとかも残っているってことですか。

その部分の取り崩しとか、費用だとか部分は、それはもうそのままの状態です。司法書士は売りにかけるって判断なんですか。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

ここは建物が全焼ではなくて、幾分か残っているんですけど、それについても空き家の対象にはなるんですけど、ここについては所有者がいない建物、土地ということで、空き家対策の対象にはなりません。

それで、財産管理人制度という制度を用いて、売りさばくわけなんですけど、司法書士さんは、それは、建物は建ったまま売り渡すことになると思います。

池田利幸委員

そこ、危険性はないんですか。大丈夫なんですか、焼け残り、危険性。

要は、大雨来ましたとか地震来ましたとかいうときの、要は焼けた後なんで、きちんとした建物ではないでしょうから、そこは危険ではないんですか。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

幾分危険があるということで、地元から早く撤去してくれと言われてはいますが、所有者がいないということで、処分ができないので、こういう制度を使って早く売却して取り壊しを済ませたいために、こういう制度をとっております。

池田利幸委員

じゃあ、危ないとわかっているけど、崩しはできないってことなんですか、それって大丈夫なんですか。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

所有者はいませんので、第三者が勝手に取り壊すことはできないことになっております。

池田利幸委員

所有者いないって、第三者——これ所有者がいないということは基本的に、今状態的には、市の持ち物になっているわけでもない、全く手をつけられないということですか。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

もちろん市のものでもありませんので、所有者がいない土地ということになります。

江副康成委員長

ほかに。

小石弘和委員

1点お伺いをいたします。

田代大官町・萱方線の道路改良事業。これは何年から始まって、予定は何年までやったかな。それから、始まって、現在まで予定が何年おけているのかと、その原因。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

平成27年から事業が始まっておりまして、当初、平成32年完了の予定ということで事業計画書は出しておりました。

ただし、交付金のつきぐあい関係で現在は令和4年を目標に工事を行っておりますが、交付金のつき方でそれがおくれることもあるとは思っております。

小石弘和委員

令和4年に完成予定としているというようなことは、今何年おけているかな。

それから、原因は交付金がおくれるというふうなことが原因であるのかな。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

当初の事業計画よりも、今2年おけておりますが、これはもちろん交付金が要求額の全額来ないということがおくれる原因になっていると思います。

小石弘和委員

この交付金はなぜおくれると。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

交付金に関しましては全額というか、要望をしているんですけど、その額が全部――要望額の50%ぐらいしか来ていませんので、それが事業のおくれの原因になっているというふうに思っております。

小石弘和委員

じゃあ、革新市長だから要するに交付金がおくれてきているというような状況でいいのですかね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

私が産業経済部長になりました2年前には、6月の補正で減額というような状況の補正をさせていただきました。

その後、事業メニューを組み直すというようなことで、現段階におきましては、田代大官町・萱方線につきましては、以前よりも交付金のつき方はよくなっております。

今回の6月補正につきましても当初よりも増額の補正予算を組ませていただいているとこ

ろでございます。

以上でございます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

久保山博幸委員

24ページの飯田・水屋線等道路改良事業で今、赤線で書いてあるカーブの部分ですね。

ここは恐らく完成すれば、結構大型トレーラーの通行がふえてくると思うんですね。

現状は、結構スピードが出せるので、センターラインを越えて乗用車もこの辺の——今より随分カーブは緩やかになるとは思いますが、その辺の、このカーブの対策っていうのは、今から設計をされるんでしょうけど、事故対策というか、道路に余裕を持たせる方法とか、その協議というのは何かされていますか。

杉本修吉建設課道路河川整備係長

飯田・水屋線のこの河川部のカーブにつきましては、今2車線で路肩も歩道も十分に取れていないような状況で、確かにカーブが少しきつくなっております。

今回、今年度は詳細設計に取り組むわけですが、現在のカーブの前後を含めて道路の基準に照らしまして、かなり緩やかなカーブで両側に歩道も設けますので、安全に大型の車両も通行できるような道路を設計してまいりたいと考えているところです。

久保山博幸委員

よろしく申し上げます。

結構ここはスピードを出すので、抜け道にもなるとるけんが、かなりセンターライン越えてとかになると、事故の起こりやすい場所になるのかなと思います。

よろしく申し上げます。

江副康成委員長

ほかにございますか。

内川隆則委員

もう一回教えて。

田代大官町・萱方線やけど、おくれたらおくれたなりに、それぞれの生活設計があるけん一体全体いつになつとかいって言われるたい。

そうすると、おくれたらおくれたなりの計画っていうか、予測っていうか、それぞれの人たちにそれなりに正直に言わないと、大体この予定ですけどね、なかなか予算がつかんもんですからっていうふうなことじゃ、本人のあしたの生活設計が困るわけだよ。

だから、その辺正直に、きちんと伝わるように、やってもらいたいんですけど、どうでし

ようか。

佐藤晃一産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長

内川委員がおっしゃるように、やっぱりいつになるとかいという声はかなりあるんですね。

我々もそういう電話とかもいただくので、ことしの4月になってこの沿線の方、全員にいつになるかっちゃうのは、はっきり言えませんが、こういう事情で事業がおくれておりますっちゃうことは全戸説明に行っております。

江副康成委員長

ほかに。

[発言する者なし]

なければ、維持管理課関係議案の説明をお願いします。

大石泰之維持管理課長

それでは、24ページをお願いいたします。

維持管理課分の歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費国庫補助金につきましては、公園施設長寿命化対策支援事業及び都市公園事業における国の社会資本整備総合交付金の内示に伴う補正でございます。

内容につきましては、平成30年度策定の公園施設長寿命化計画に基づく、都市公園内の文化施設を含む施設、遊具の計画的な修繕や更新、または全国スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる市民公園内の体育施設の整備に活用することといたしております。

その下、款17県支出金、項2県補助金、目5土木費県補助金、節1都市計画費県補助金につきましては、緑の景観づくり事業補助金として藤木緑地帯の樹木剪定に活用することといたしております。

次のページをお願いいたします。

市債につきましては、先ほど申し上げました公園施設長寿命化対策支援事業及び都市公園事業の市債分と、交付金事業には該当しない遊具以外の施設の長寿命化推進を目的として新たに適用されることとなりました公園施設等適正管理推進事業の市債分でございます。

26ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節13委託料につきましては、未整理用地等の用地測量のうち、今後の事業見込みに対応する経費を計上いたしております。

次に、目2道路維持費、節13委託料につきましては、道路損傷や陥没等の早期発見と対応

を図るため、道路巡回パトロールの一部を新たに業者委託とするものでございます。

節15工事請負費につきましては、今年度の道路側溝等工事費の事業見込みに対応する経費を計上いたしております。

その下、目3道路舗装費、節15工事請負費につきましては、国の内示に伴う増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。主要事項説明書を上げております。

そこに着色しておりますとおり今年度は布津原・本鳥栖線のうち、右側のプレスポ北の大正町交差点から本鳥栖町交差点間及び左側の布津原町中央の水路がございまして交差点から市役所西側の押しボタン信号間、合わせて約600メートルの舗装打ちかえに要する経費を計上いたしております。

次に、27ページをお願いいたします。

目4橋梁維持費、節13委託料及び節15工事請負費につきましては、国の内示に伴う増額補正を行っております。

次に、目5交通安全対策事業費、節15工事請負費につきましては、今年度の交通安全施設工事の事業見込みに対応する経費を計上いたしております。

その下、項3河川費、目1河川改良費、節15工事請負費につきましては、今年度の準用河川補修工事の事業見込みに対応する経費を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

項4都市計画費、目2公園管理費、節13委託料のうち、藤木緑地につきましては、歳入で申しあげました県の緑の景観づくり事業補助金を活用いたしまして、藤木緑地の保全事業として樹木剪定に要する経費を計上いたしております。

その下、歳入で申しあげましたとおり、昨年度策定の公園施設長寿命化計画に基づき、新たに取り組む事業といたしまして、市民公園第2駐車場のトイレ改修工事に伴う設計業務及び、次のページの主要事項説明書にも上げておりますが、蔵上北公園、八ツ並公園等の遊具更新等の工事費を計上いたしております。

次に、目4緑化推進費、節19負担金、補助及び交付金は、これまでの花の日から改めて実施いたします花とみどりの祭りの初回イベント用経費として、花とみどりの推進協議会へ交付する補助金を計上いたしております。

次に、繰越明許費計算書について御説明いたします。

29ページをお願いいたします。

橋梁長寿命化事業のうち、橋梁修繕委託業務につきましては、履行期間を本年9月末までといたしており、その下、橋梁修繕工事費につきましては、7月末までの工事といたしてお

ります。

次に、道路防災委託業務につきましては、履行期間を9月13日までといたしております。

次に、公園整備事業につきましては、今月28日までの工期といたしております。

次のページをお願いいたします。

公共災害復旧工事につきましては、5月10日で完了いたしており、また単独災害復旧工事につきましては、7月末までの工事といたしております。

以上、説明といたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより維持管理課関係の質疑を行います。

小石弘和委員

28ページの負担金、補助及び交付金。花とみどりの推進協議会に補助金を出す。

これもともと5月にあつとった。今度は11月にやるような予定というふうなことで、大体、花木はいろいろ冬に咲くような花があるものかなあとと思って。

それでああいう花苗は楽しみにしてもらってある方が——そういうふうな恒例の催しものもあるものかなというふうなことで、ちょっとお伺いをしたいと思います。

本田一也維持管理課公園緑地係長

花とみどりの推進協議会補助金50万円につきましては、花の日は5月ということで、それから、あと植樹祭というのが11月に行われていまして、それをミックスというか、合体させたイベントで11月初旬のほうを考えております。

花につきましては、園芸教室とか、いろんな緑化協力会とか話をしまして、11月も十分対応できるということで話を聞いておりますので、11月にちょっと予定を（発言する者あり）花苗の配布も十分対応できるということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

池田利幸委員

26ページです。

一番上の道路橋梁総務費の節13委託料190万円。

この説明で未整理用地分筆測量費っていうのをちょっと詳しく、まず教えていただきたいのが1点と——いいです、まずやっぱりそれだけ教えてください。

大石泰之維持管理課長

この未整理用地の分筆測量費といいますのは市道や水路などと民地の境界ですね、民地の境界の測量などをした際に、実際の現地と測量図のずれが生じる場合がございます。

これは一般的に生け垣とか道路のために、あえて少し下がって生け垣や塀をついてやる場合とかそういった場合でございますけれども、そういったずれが生じた際に、土地を寄附していただくことを条件に分筆費用を市で負担するというものでございます。

池田利幸委員

今回、実際にそういうところがあってこの予算がついているってということなんですかね。
もし、それがあつたらどういふところなのかを教えてもらえないですか。

大石泰之維持管理課長

今回ちょっと大口といひましようか——で出てきておりますのは田代昌町などで上がつていふ案件がございますので、それに対応する予算でございます。

以上です。

池田利幸委員

その下の舗装道路補修委託料、道路巡回業務委託320万円。
これ委託つてどこにされていふんですか。

大石泰之維持管理課長

現在、道路の路面の陥没等の際に、応急措置は職員で行つておりますけれども、それ以外で陥没処理の対応をするために市内の舗装業者に、市内を南北に、2つに分けまして、それぞれの路面補修業務委託を行つております。

今回のパトロールは、その業者に、巡回業務を委託することを考えておるところでございます。

池田利幸委員

そうしたら、2業者に対して委託して、巡回してもらつて見つけてもらうということですね。

なおかつそこであつた場合は、その業者に補修まで依頼するつていふことになるんですかね。

大石泰之維持管理課長

基本的に発見した場合については、路面補修の業務と一緒に合わせて委託しておりますので、そこまで合わせてやつていただくことを想定しております。

池田利幸委員

わかりました。ありがとうございます。

江副康成委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、建設課及び維持管理課関係議案に対する質疑を終わります。
次に、国道・交通対策関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 42 分休憩

oo

午後 2 時 44 分開議

江副康成委員長

再開します。

oo

国道・交通対策課関係議案審査

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

これより国道・交通対策課関係議案の審査を始めます。
議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。
執行部の説明を求めます。

中内利和国道・交通対策課長

それでは、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、国道・交通対策課関係分について御説明させていただきます。

委員会資料の31ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3都市計画費国庫補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金につきましては、昨年度着手しました地域公共交通網形成計画の策定につきまして、国の地域公共交通調査事業計画策定事業を活用して実施することから、補助率2分の1、補助金の内示がありました215万2,000円を補正するものです。

なお、今回、補助対象になりますのは、地域公共交通会議活性化協議会の委員への謝金30

万5,200円と、地域公共交通網形成計画策定委託費400万円でございます。

いずれも歳出予算につきましては、当初予算で計上いたしておりますので、今回はその財源となります国庫補助について補正するものであります。

以上、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

内川隆則委員

ちょっと議案外になるかもしれんけど、せっかくの機会やけん。

課長は国交省から来たわけやろ。だから、あなたが国交省から金ばもらわんことには、あなたが来た意味はなかないね。金が来ないなら、あんた要らんたいな。

だから言うばってん、今、3号線の補助は若干減ったね。だから、これを見越して、曾根崎交差点の改良で、もうビアントスまで何年で終わるかということのを計算して、引き続きビアントスから高田までどのようにするのか、いつするのかという計画が、もうそろそろ出ないと、引き続き工事が進まないというふうになれば、一旦ストップしてしまったらその工事を起こすためには、相当なエネルギーが必要になってくるわけたいな。

だから言うばってん、その責任は、その負担はあなたに最もあるっていうことをね、私は毎回毎回、議会のたびに言いよるばってん、それははっきりしてもらわんと困るよ。

江副康成委員長

議案外ですけれども、答弁できますか。

中内利和国道・交通対策課長

一応、今、この前5月に事業調整会議をさせていただきまして、鳥栖拡幅については少なくともあと5年ぐらいはかかるというふうに聞いております。

なぜかというところは、一応、今、拡幅部分を、まずはあちらのほうを、幅を広げる部分を整備して、そちらのほうを、迂回路を設置して、今度、逆の今の現道のほうをまた整備するという形と、あと、橋梁とかあるんですけども、一番大きいのは、ビアントスのある交差点の手前の、大木川にかかる八坂橋っていうところがあって、その工事に今年度着手するという形になっております。

ただ、橋梁の場合、渇水期の施工になりますので、A2やってA1、こちら側に切り回してまた現道側という形になるので、やっぱりちょっと工程上は、あと5年ぐらいはかかるというふうに聞いております。

今、終点側のほうについては味坂スマートインターのアクセス道路ができますので、その

関係で設計、どういう形ですりつくかっていうところで、交差点の少し先まですりつくような形で今、設計を見直しているというふうな状況でございます。

以上です。

内川隆則委員

あなた5年をえらい強調しよるばってん、5年より短くなったってよかとよ。片方を工事して、また片方ばとか、橋をかけかえるとも片方ばして、また片方ばって。それは誰でもわかっことたい。5年より短くしたっちゃよかけんね。

そのことによって、それから先をどうするかということ私を、5年もどうせおらんけんがなんていう話じゃ……（発言する者あり）とにかく、その辺はみんな一番心配することたい。

せっかくね、せっかくみんなして3億円を9億円にしたっちゃっけんが、そのことを大切に、あなたは引き続きしていかないかんとやけんが、絶対そのことは責任があるということを含めて仕事ばしてもらわな困る。

以上です。（発言する者あり）

江副康成委員長

また議案外、「今の件で」と呼ぶ者あり）この件で。

久保山博幸委員

移転の交渉のほうは大体、めどはついてるんでしょうか。まだ……。

中内利和国道・交通対策課長

一応、今曾根崎の優先的にしている700メートルについてはもうめどはついておまして、残るのが起点部分とあと終点側の企業様が張りついているあのあたりですね。

あの辺の用地交渉を今から行っていくというような形になっております。

江副康成委員長

以上で、国道・交通対策課関係議案に対する質疑を終わります。

次に、上下水道局関係議案の審査に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 52 分 休憩



午後 2 時 53 分開議

江副康成委員長

再開します。



上下水道局関係報告

報告第4号 予算繰越計算書について

報告第5号 予算繰越計算書について

江副康成委員長

これより上下水道局関係報告の審査を始めます。

報告第4号及び報告第5号 予算繰越計算書についてを一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高尾浩伸上下水道局次長兼管理課長

上下水道局次長兼管理課長の高尾でございます。

上下水道局といたしましては水道、下水道、それぞれ繰り越しの2件の報告のみでございます。

説明に入ります前に、私のほうからも一言、議員の皆様を初め、市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしておりますことをこの場をかりまして、深くおわびさせていただきます。申しわけございませんでした。

それでは座って説明をさせていただきます。

タブレットの2ページをお願いいたします。

まず、平成30年度鳥栖市水道事業会計でございます。大きく3つの事業で繰り越しを行っております。

1つ目の浄水場更新等工事でございますけれども、これは平成30年12月議会においても工期の延長の報告をしてございました件でございますが、土木建築工事のおくれにより、電気設備、機械設備等にもおくれが生じ、総額で8億2,041万5,800円を繰り越すものでございます。

次に、2つ目の浄水場施設更新工事（土木、建築）重点施工監理業務でございますけれども、これは上記のうち、土木建築工事の施工監理業務でございますして、同様に繰り越すものでございます。

それと3点目の田代大官町・萱方線配水管布設替工事につきましては、道路改良工事の繰

り越しに伴いまして、繰り越すものでございます。2,041万2,000円を繰り越すものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

下水道事業会計でございますが、こちらも3つの事業を繰り越しております。

まず、1つ目の浄化センター長寿命化工事につきましては、説明欄のほうに繰り越し理由を書いておりますけれども、機器機材の納入に日数を要したため、3月補正をお願いしておりました経済対策分4,000万円を含めまして、左から3番目の数字のところでございますけれども、1億3,250万円を繰り越すものでございます。

次に、2つ目のし尿等受入施設整備事業につきましては、これも繰り越し理由のところに書いておりますけど、機器機材の納入に日数を要したため繰り越すものでございまして、6,919万5,600円を繰り越すものでございます。

最後に、3つ目の管きょ整備事業でございますけれども、繰越理由としては、主に西田川でございますけれども西田川の雨水対策事業でございますけれども、支障物件の移設に日数を要したため、これにつきましても経済対策分4,000万円を含めまして7,712万80円を繰り越すものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

池田利幸委員

すいません、2ページの浄水場工事等の繰越金で、これ上がっているんですけど、これって今回の架空発注事件とかの部分とか、工事がおくれているっていう部分、これ影響——全くこれは正しいっちゃうか、言うのは変ですけど、これで大丈夫なんですか。

まずそれをお聞かせください。

日吉和裕上下水道局事業課長

浄水場の更新工事、老朽化等で水の安全を確保するために計画的に更新をしております。

現実、旧ろ過池については、多少古くなっておりますので、現在、運転管理等で補いながら運転をしているような状況ですので、今回繰り越しをすることによって、今運転管理で補っておりますけれども、早期の整備の完了というのは望まれていますので、繰り越しの中で早目に早期の完了を今目指しているところでございます。

江副康成委員長

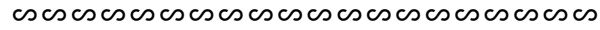
いいですか、池田委員。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

以上で、上下水道局関係報告に対する質疑を終わります。



江副康成委員長

以上をもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後 2 時58分閉議

令和元年 6 月 24 日（月）

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 伊藤 克也
委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男
久保山博幸 池田 利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長 松雪 努
上下水道局次長兼管理課長 高尾 浩伸
上下水道局管理課長補佐兼業務係長 小川 智裕

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

所管事務調査

上下水道局架空発注問題について

[説明、質疑]

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前11時開議

江副康成委員長

ただいまより、本日の建設経済常任委員会を開きます。

〰〰〰

所管事務調査

上下水道局架空発注問題について

江副康成委員長

これより所管事務調査を行います。

上下水道局架空発注問題についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部から御説明をお願いいたします。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

今回の上下水道局の職員による架空発注等に関する不祥事につきましては、改めましておわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは座って私のほうから御説明を申し上げます。

めぐっていただきまして、これが今回、資料を作成いたしておりますが、以前5月の22日に全体勉強会の中で、報告会という形で報告をさせていただいております。

報告書につきましては、当時は名前、業者名、金額などは伏せた形で報告をさせていただいております。

今回、一般質問の中で、さまざまな議員の皆様から御質問を受け、お答えをさせていただいたところにつきましては、これがもう全てでございますので、全てを明らかにしております。全てを明らかにした形で、報告書を作成いたしております。

関与職員A、B、Cということでございます。

まず、1ページ目でございますけれども、今村上下水道局次長兼事業課長、当時の職でございます。

Bにつきましては、上下水道局係長級職員、当時職ということで、これもわかると思います。で、上下水道局主事級職員というような状況でございます。

不祥事の概要ということで書いておりますが、平成31年2月中旬、関与職員Aは関与職員

B及びCに対し、完了していた原村中線外道路舗装工事、請負者株式会社坂口組でございます。

これ、12月に終わった分でございますけれども、その設計書等を改ざんし、及び同工事に含まれていた工事箇所を新たな工事、税務署南線道路舗装工事（元町）として、再度、株式会社坂口組に発注することを指示いたしまして、工事費用127万4,400円を二重に支払わせて損害を与えております。

ですから、改ざんという形では、もともと原村中線外道路舗装工事、この設計書を改ざんして数字等を合うような形に変えているという。

ですから、一旦終わった工事を1つ抜いて、そこは1つ抜いたことによって、ここの数字を合わせる、一旦終わった工事を合わせる設計書の改ざんを行っております。

設計書等の改ざん、それから、架空発注の設計書っていうことでは、もう疑う余地のない形ということで、関与職員3人のみで行われておりまして、事実を隠匿した契約事務を行っております。

また、改ざん及び発注工事は、その工事とは別の浄水場の急速ろ過池ほか更新工事に関連する土木工事、請負者は栗山・坂口建設共同企業体、以下JVといたします。及び建築工事、請負者株式会社マツコーにおいて工期のおくれが生じ、請負業者間で補償が問題となって、JVが負担すべき補修を鳥栖市の公金で肩がわりするというで行われております。

なお、JVは出資比率の多い株式会社栗山建設が協議の窓口、そしてその同業者に申し出たけれども、執行可能な予算残が舗装工事で栗山建設が道路舗装の実績が少なかったことから、株式会社坂口組に持ちかけをしたところでございます。

不祥事の発覚っていうところでは、これは以前御説明を差し上げたとおり、ここは変わっておりません。

年度末の工事の進捗確認を行ったところ4月1日、今村次長が私のところに自主的に明らかにしに来ました。

めくっていただきまして、不祥事の経緯ということですよ。

じゃあ、なぜそういうことを発想していったかということでございますが、平成31年2月初旬、関与職員Cが、平成30年度末までに執行する道路舗装工事2本の受注先を探したけれども、時期的にどの業者も忙しくて、残り1本の受注先が見つからない旨に関与職員B、当時の係長に報告をしております。

2月の初旬でございますが、関与職員Aが土木工事及び建築工事の補償調整についてJVに対し具体的に、じゃあどういう方法かというものを提示しないまま、鳥栖市で一部補償する旨で約束をしております。

中旬になりまして、当時の係長が関与職員C、1本残っているというようなことを受けまして、道路舗装工事に係る予算執行残がある旨を、今村のほうに報告をしております。

そこで、要は予算が1本分余っているならば、これを補償に充てようというような発想が、このときに湧いてきております。

関与職員Aが、構成企業である坂口組を呼び出して、今村が坂口組を呼び出して、先ほど言いました一旦終わっていた舗装工事から1本抜いて、これを新たに発注したようなことで処理をしましょうというような説明をいたしております。

中段、2月中旬ですけれども、関与職員Aが、その補償調整に充てるために設計書等の改ざんを行う旨に関与職員B、いわゆる係長に説明はしております。

このときに、係長としてはだめでしょうっていう一言がどうしても言えなかったっていうところは聞いております。

具体的な改ざん方法につきましては、いわゆる先ほど言いました工事距離の延伸とか、道路幅の変更とかについては、請負業者間の補償調整の充当であることを伏せつつ関与職員C、技術職ですけど、主事級職員に指示をしております。

2月中旬、関与職員B及びCが坂口組に対し、道路舗装工事の見積書の提出を依頼しております。

同じく中旬に見積書2通をCに提出をしております。

2月中旬、関与職員Cが関与職員Aの上記指示に従い、道路舗装工事の設計書等を改ざんいたしております。

2月下旬、関与職員Cが精査者を務め、徴収していた2社の見積書のうち、最低価格の見積書ということで、坂口組でというような決裁を受け採用しております。

2月下旬には、隣の管理課のほうに契約事務をしてくださいという依頼をして、管理課としては、起工から支払いまでに至る諸手続を行っております。

3月下旬に請負代金の127万4,400円を坂口組の銀行口座に振り込んでおります。

めくっていただきまして4ページです。

不祥事の背景。

これ金額等入れておりますけれども、ここからは、成富議員や、江副議員、それから、松隈議員、そして大もとは小石議員にお答えをしている部分を全て書いております。

不祥事の背景ということでは、土木工事及び建築工事ということでございますけれども、土木工事が平成29年6月に栗山・坂口建設共同企業体と3億1,860万円、建築工事が平成29年5月に株式会社マツコーと9,860万4,000円でそれぞれ請負契約を締結いたしております。

時期のずれですけれども、これは土木工事をJV形式で、JVの組成期間、どことどの

組み合わせという期間を、1カ月ほど置いておりましたので発注は同時期に行っているんですが、その組成期間が必要だったために、契約がずれた形となっております。

平成30年10月、浄水場急速ろ過池ほか更新工事におきまして、コンクリートの下地処理不良に伴うJVの手直工事及び株式会社マツコーの手戻工事が発生をしております。

手戻工事の費用につきましては、協議の結果、JVが補償するというようなこととなっております。

その後、手直工事のおくれ、それから、さらに工期が延びたことから関与職員A、今村が主体となって両者の調整に奔走したけれども難航したと。

そういう難航している中で平成31年2月、これ以上の工期延長となれば水の供給責任を果たせなくなるおそれというふうに書いておりますが、現施設の老朽化、これを心配して、新しいろ過池は急いでつくらなければならないというような責任感を持っておりました。

持っておりましたことから、その解決をするということで、一部の肩がわりを申し出たということです。

施工不良の概要というようなことでは、平成30年8月、施工不良は、初めに建築工事の請負業者が発見し、それを受け、施工監理業務の請負業者でございます東京設計事務所佐賀事務所が提案し、実施した引張強度試験で施工不良ということが確認をされております。

施工不良の内容につきまして下地処理が不十分であったことに起因して、なおかつ処理剤が乾燥に弱く、温度及び湿度管理にも不備があったものというふうに思われると。

下地コンクリート表面補修は土木工事の請負業者が施工計画書を作成し、上下水道局へ10月12日に提出。

その計画書では剥ぎ取りを行って下地処理を行って、その施工終了後、11月7日に段階検査を経て、建築工事の請負業者が防食塗装を施工する予定でございました。

ところが、その下地コンクリートの剥ぎ取りが難航というようなことで、当初11月7日に予定しておりました段階検査が12月7日になって、また、その段階検査の中でも気泡等の補修箇所の指摘があつて、最終的には1月7日ということで、この時点で2カ月おくらせております。

その後、さらに土木工事の請負業者が実施した下地処理が、実績が余りない補修材を使用していたことにより、建築工事の請負業者との調整及び工期延長が必要となりました。

不祥事に至った経緯ということでは、本来、業者間の調整は当事者のみで行うべきというふうに私も思いますし、当時、今村もそう思っていたと。そこは推測をするんですけれども、業者間での話し合いでは折り合いがつかなかったため、工事の進捗を優先して、間に入って調整を図ったというような報告をしております。

また、次のページ、5ページです。

施工不良となったコンクリートの下地処理費用、これにつきましては、これは一般質問でも答えておりましたけれども、積算上必須ではないということでございますけれども、工事費用に含めていなかったことを負い目に感じ、これ以上の工期延長となると水の供給責任が果たせなくなるおそれということと、両者の主張する補償額の差額の一部を鳥栖市が肩がわりすることを申し出ております。

その後、舗装工事に予算残があると聞いて、とっさの判断で架空発注を持ちかけたということでございます。

損害金の処理状況ということでございます。

株式会社坂口組へ連休明けに聞き取りを実施いたしております。

聞き取りの実施後、返金の意向をずっと示されて、来庁いただいておりますけれども、じゃそのお金の取り扱いについて、どうしようかという協議中であったことから、それまでは断っておりました。

第一報を出したときの令和元年5月17日に記者会見を開いて、議員さんたちを回らせていただいて、お昼から記者会見というような流れだったんですけれども、そのときに損害金の全額127万4,400円を預かっております。

その後、6月14日に正式に会計処理を行って関与職員へ——会計処理というのは坂口組さんから預かったお金を鳥栖市のほうに入れて、で一旦先に費用弁償として預かっておりました今村からのお金については、全額を今村のほうに返金をしております。

不祥事が起きた要因ということでございますが、この築造工事の補償問題の相談、これが上司などになされなかったことが挙げられるということで書いております。

このことについては、今村も1人で抱え込まずに行動する前に、上司へなぜ相談しなかったとかっていう後悔をしている旨を報告いたしております。

また、それ以外に関与職員Aの長期の在席ということで、契約事務の流れ、これを熟知しておりますので、要は設計書の改ざん方法も疑う余地のない形でされておりましたものですから、そういうことで局内の牽制関係が十分に機能していない状態であったことが要因というふうに考えられます。

今後の防止策ということでこちらのほう書いておりますけれども、今後、工事進捗の報告の場、これを上下水道局内に設けまして、週1回、定期的開催をしていきたいということでございます。

それから、上下水道局内における報告、連絡、相談の徹底を図り、部下の報告などに対して上司がもう一步踏み込んで話を聞くなど、課題を共有して一体となって解決に取り組める

組織となるような協力体制を構築していきたいというふうに考えております。

また、上下水道局内における牽制関係が適切に保たれるような環境づくりも努めてまいりたいというふうに考えております。

最後6ページでございます。

職員の処分及び関係業者への措置についてということで(1)関与職員等及び懲戒処分の内容ということでございます。

今村上下水道局次長兼事業課長につきましては、停職6カ月、それから、下の(2)にございますが、分限処分という形で、事業課付参事、次長から課長級の参事へ降格をいたしております。

それから、当時の係長級職員につきましては、減給10分の1の3ヵ月。

主事級職員については、戒告。

私でございますけれども、同じく戒告というようなことでございます。

処分を行った日は令和元年5月20日でございます。

(3)関係業者への措置ということでは、令和元年、先ほどお金を処理した日でございますけれども、令和元年6月14日、株式会社坂口組に対し口頭により嚴重注意を行っております。

なぜ嚴重注意かということで申しますと、契約行為、工事代金の受領を行った事実はございますが、みずからが不正な行為など発案した事実はなく、また、直接、建築の請負業者でございますマツコーへの支払いっていうところを提案されておりますが、これを今村のほうから却下をされ、また、発注部署の管理職からの依頼により、工事費用全てをJVへの補償額として渡すことを目的として、架空発注を受けざるを得ない状況にあったということでございます。

これらの事情及び他自治体において、今回の不祥事と同様の事案で指名停止の措置を行った事例が確認できていないというようなこともございまして、嚴重注意というような措置をいたしました。

なお、株式会社栗山建設については、架空発注により補償額が支払われることは知らなかったと述べておりますし、このことについては今村のほうも、同業者へは坂口組へ架空発注で補償額を支払うことは説明していないということと確認をいたしているところでございます。

以上で、この報告書の説明とさせていただきます。

江副康成委員長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

小石弘和委員

1点お聞きしますけれども、6ページの職員の処分ですかね。これは当時の係長職の処分はわかります。

局長の戒告、それから、主事級の戒告。これ戒告っていったら、地方公務員法第29条第1項、第2号及び3号。これ戒告っちゅうとは、下から何番目かな。そして昇給がストップすることかな。それちょっと教えてください。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

一番重い処分という形では、懲戒免職が一番重くございます。その次が停職でございます。その次が減給でございます。

懲戒処分の中では戒告というところが、一番言い方としては軽い言い方ですが、おっしゃるように昇給が1年間ございませぬ。

小石弘和委員

昇給が1年間とまるわけ、そして翌年からまた上がっていくわけ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおり我々の昇給って今、1月1日に昇給をしております。1月1日に昇給をすところなんですけれども。

ですから、来年の1月1日には昇給をしない。その次の1月1日に昇給をするという形でございます。

小石弘和委員

じゃその1年間だけがとまって、同じ入庁した人より1年ずつおくられていくちゅうわけですね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりです。

小石弘和委員

局長は部長級ですからね。部長級っちゅうのは上限が要するに45万円ですかね。

昇給はないんでしょうもん。(発言する者あり)

江副康成委員長

暫時休憩します。

午前11時21分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時24分開議

江副康成委員長

再開します。

内川隆則委員

架空発注が120万円そこそこの金額であるけど、私から言わせると2カ月間の云々でたったこのくらいの金額で、そのときは満足されたのかなっていうふうな素朴な思いがするんですけど。

一体、最初はどのくらいの金額を請求されたんだろうかというふうな思いですが、その辺わかりますか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃっているところは民民のお話でございます。

ですから、民民のお話で幾らっていうところでは、この間、成富議員にもお答えをしておりますが、我々としては責任を持った回答ができないということで、その補償額については、お答えできませんということで申し上げました。そのスタンスは変わっておりません。

ですから、補償額の一部を負担するというような形で、今村が申し出て、これを実行したというような状況でございます。

内川隆則委員

それで、もう結論から言うと、これはこういう場合には、どういうふうにしたほうがベストなのか、その辺はどういうふうにされるわけですから、判断しなくちゃならないのですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

当然、私のところに、私の後悔の部分でということで報告会のときにも、お話をさせてもらいました。

2月の初旬、中旬ぐらいに、今村次長のほうから、補償でもめています、それから、スケジュールは、こういうスケジュールですってという報告がありました。

そのときに頑張りますということで、報告——その時点では一旦終わりました。

その後、3日ほどして、まとまりましたということで、私のほうに来ました。

ここで再発防止策のほうに——部下の話をもう一步踏み込んでちゅうところが、そこが私の後悔なんですけれども、報告を受けたとき、2回の報告を受けたときに、どのようにしてまとめようと思っているのか、どのようにまとまったのかっていうのを、もっと踏み込んで聞くべきだったというのが私の後悔でございます。

ですから、当然、懲戒処分というのは私も甘んじて受けておりますけれども、当時そうい

う相談があったならば、まずは業者間での調整を優先させる、それから、話がつくまで工期を延ばすことができるのかどうかの検討をする。

議会の報告会のほうでも、お答えをしましたが、仮に市が担わなければならない部分というものがあるならば、そこは議会のほうに相談をしてでも、担うべき部分があるのであれば担わざるを得ないだろうというような判断をし、議会のほうに御相談を差し上げるべきだったろうというふうに考えているところでございます。

以上です。

内川隆則委員

栗山建設がどうのこうのだから、どっか書きちゃったな。だからこの際、いいんじゃないですかみたいな話。

だから、そういうやつも織り込まれた上で、最後の最後、栗山建設は架空発注の補償に支払われることは知らなかったの、坂口組に架空発注をすることを説明していないと確認している。

この辺がちょっと、どこで栗山建設が言ったのか、何ページなのかわからんばってん、そういうことがあったね。

ですから、最後のやつと違うなとちょっと思いました。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃっているのは3ページで、2段目ですね。

関与職員が土木工事及び建築工事の補償調整に対してJVに対し、具体的方法を提示しないまま鳥栖市で一部補償する旨約束をしている。

ここは、我々もずっと質問とか答弁とかでもしておりますけれども、ここは間違いなく栗山建設に対しては、うちが何とかするっていうような約束をしております。

一部何とかするっていう方法については、もう坂口組と今村の2人でやっていますので、それについて栗山建設のほうは知らないというような状況でございます。

そこは推測の部分ですが、架空発注ということをするというようなことは、やはり2者の間のお話でとどめておったんだろうというふうに、ここは推測です。

江副康成委員長

ほかに。

池田利幸委員

すいません、ちょっと何点かあるんですけど、まず順を追って聞きます。1つずついきます。

まず、2ページ目の補償金額を肩がわりします、補助金額127万4,400円。

業者間でのやりとりの部分で、127万4,400円の方だけが2者間の金額の中で折り合いがついてなかった127万4,400円っていうことでもいいのか。

それを市が肩がわりしとったら、マツコーサイドも金額をオーケーしていたのかなっていうのがまず1点。聞いている意味わかりますかね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

まずはここでも書いておりますけれども、補償額の一部を鳥栖市として補償額の一部を補償しましょうっていうようなことで、127万4,400円を提示しておりますけれども、そこでは、その時点では、了解されているんだろうというふうに思っています。

池田利幸委員

ということは、要は折り合いがついてない金額、マツコーさんが請求された金額で、そこに対して市の127万4,400円を足した分、その残りの部分は、もともとJVでもう払う、払って折り合いがつくようにしているっていう話だからこそ、この127万4,400円という金額が出てきているんですよ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

その部分については、先ほども責任をもってお答えすることができない部分というところになるんですが、そういう理解で私もおりますが。

池田利幸委員

わかりました。あと1点、3ページ。

平成31年2月中旬っていうところなんですけど、これはちょっと私、建築関係に疎いのでわからないんです。

これちょっと聞きたいなんですけど、坂口組が税務署南線道路舗装工事（元町）の見積書2通（株式会社坂口組作成分1通、別業者作成分1通）を関与職員Cに提出したと。

これって相見積もりを1つの業者がほかの業者の分を持ってきたということになるんですよ。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

おっしゃるとおりです。

池田利幸委員

これはふだんからこういうやり方なんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

通常やっておりません。

池田利幸委員

ですよ。

この相見積もりをこの業者が別の業者のやつを持ってきたこと自体が、入札というか見積もり落とすっていう時点で、手続がちょっとおかしいんじゃないかなと思ったんで、ちょっと詳しくないんでそれは今確認でした。

で、そのままちょっと続いて聞くんですけど、4ページのところで施工不良の内容はということで御説明いただいた部分で、下地処理が不十分で乾燥に弱く、湿度及び湿度管理の不備があったと。これによって2カ月間の工期がおくれる予定になっていたっていうんですけど、2カ月おくれることだけによって、この現施設の老朽化に対しての水の供給責任が果たせなくなるおそれが出てくるっていうのは、これは本当にこうなんですか。2カ月おくれるっていう。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

もう2カ月おくれるということで、12月の議会にまず工期延長が必要ですよっていうことで、去年の12月議会に江副議員からも参考資料出ておりましたけれども、まずこの時点で1回目、施工不良2回あっているんですね。

これで2回目のところなんで、1回目のところでまず12月議会のところで1回延びますということで報告をして、その後にもう一回、もう一回手直しをしているっていうことで。

そこで、ですから12月議会の委員長の参考資料にあったんですけど、その時点では業者間の調整というのは取れていたんで、追加負担ないですよっていうことでお答えをしておりました。

その後にもう一回の手直しが出てきたもんですから、そこから業者間の調整が難航していったって、今村が肩がわりを申し出たっていうような流れでございます。

池田利幸委員

すいません、ありがとうございます。

大体流れはわかっているんですけど、そこで仮にそういう工期の延長というか工期に入らなくて、もめていますって言って、仮にそこでさらに2カ月おくれたとしても4カ月ですよ。

4カ月ぐらいと仮定した、何カ月延びるかわかんないですけど、それによってでも、何年もおくれるとかいう話じゃないところで、そんなに水の供給責任が果たせなくなるおそれがあるっていうほどの懸念材料になるのかなっていうところです。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

そこが現施設の老朽化っていうところで、今、現施設の修繕をしながら運転をしているっていうような状況がございますので、修繕、修繕、修繕という形で運転しているような状況がございます。

要は、今村としては少しでも早くってというような思いが、強かったんだろうというふうに思っております。

池田利幸委員

すいません。

そうしたら、ちょっと続きっちゃうか、次なんですけど、2回目の補修と、この説明にも書いてあるんですけど、土木工事の請負工業者が実施した下地処理で実績が余りない補修材を使用していたことにより、建築工事の請負業者等の調整及び工期延長が必要となったという部分があります。

単純に、1回失敗してやり直しをしているのに、何で2回目のところで実績が余りない補修材を使わざるを得なかったというか、使ったのかっていう理由は把握されているんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

その補修剤については、当初使った補修材は、調達——要は在庫の関係から調達ができないというようなことから、別の補修材を使用されております。

別の補修材を使用したことから、設計監理者、建築、土木、市で協議をして、それを使っておるならば、一旦はそれでいこうかっていうようなことも、できていたんですけども、やはり、供試体とって、試験をする、別のところでちょっと試しをした上でということ、やっていたんですけども、やはりちょっと強度が足りないということで、もう一度剥ぎ取りになったということから、手直しがっております。要は当初の補修材のものが調達できなかったというのが大きな理由でございます。

そこが負い目ということで、今村も言っておりますけれども、この間も委員長、副委員長にも御説明しましたけれども、新しくものをつくる、急速ろ過池っていうのが新しくつくっているんですね。

ここの新しくつくるものについては、新しくつくっているんで、下地処理までは入っているという理解で積算上必須ではないかっていうところだったんですけども、そこが、下地処理が何回も手直しがあるならば、下地処理の費用を見ておくべきだったんじゃないかというような後悔が、後から来ていると、というようなことを今村が申しております。

池田利幸委員

ちょっとだけ整理させてください。ちょっとわからんやった部分が、補修材を違うやつを使いますよっていうことは、業者が言ってきて、それは今村次長とかも了解していたっていうことなんですか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

もともと補修材というものの、当然、設計の中に含めておりませんので、設計の中で、補修

材自体の指定はしていないんですね。

それで、今まで使った補修材じゃないものを使っているのです、それについて協議が必要となって、要は、協議をした結果、何かあったなら、引張試験を行って、何かあったならば、じゃあもう一回剥ぎ取ってねっていうような協議をしているというようなことです。

池田利幸委員

わかりました。

協議してやって、引張検査で結局ひっかかって、もう一回やり直しになったんですね。

ということは、そこにはマツコーも同意はしとったっていうことですかね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

マツコーさんはJV側でちゃんとやってねっていうことで、了解されております。

池田利幸委員

わかりました。とりあえず一旦これで。

江副康成委員長

ほかに。

内川隆則委員

こういう結論に持っていくというふうになれば、給食センターの問題でもあったように、プロの超プロ、いわゆる特殊なこういうふうな工事があるとすれば、何度も経験したような人がきちんと工事の設計を見ていくというふうな人でないと、またこういうふうなことはあり得るんじゃないかというふうに思うわけ。

ただ単に建物が、一般的な建物だけでやったら、一般的には職員でもやりこなせるじゃろうと思うけど、特殊なこういうふうな工事をやる場合には、プロの超プロが見ていかないとまたこういうことはあり得るんじゃないかというふうに給食センターでも経験したように、というふうに思うけど、その辺どういうふうに見ますか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

ちょっと休憩よかですか。

江副康成委員長

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩



午前11時51分開議

江副康成委員長

再開します。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

内川委員からの御指摘につきましては、やはり検討すべきものというふうに考えております。

というのも浄水場急速ろ過池っていうのは、今後、40年、50年使う施設でございますので、そのあたりも含めて、今後の検討課題という形でさせていただきたいと思っております。

以上です。

内川隆則委員

ですから、係長、主事まで処分するっていうふうなことになることは、管理者としては大変責任のある問題であるし、そのことがまた繰り返すようであったならば、特にこういう特殊な仕事に関しては、責任をとれる、できる工事監督者が必要ではないかというふうに思うので、最後の最後、私は主事、係長については考慮すべき問題じゃないかというふうに思います。

以上です。

江副康成委員長

答弁いいですか。答弁は求めない。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあほかに。

久保山博幸委員

先ほどの池田議員の関連になりますけれども、今回の架空発注のそもそもの原因をつくったのはやっぱり現場のトラブルでありますし、設計の中に下地処理の項目がなかったということで、今村次長が負い目を感じていたということですが、一般質問の中でも申しましたけれども、何で今村次長だけが負い目を感じなければならなかったのか。

下地処理の項目を含む含まないの判断は設計の段階でも行われていただろうし、そうなるという現場において、いろいろ現実的に、予想と違った展開になったということですが、そういう現場でのことは、やっぱり工事監理者、工事監理者はどのようにかかわってきたのかっていうことで、報告書の中でも工事監理者の発言であるとか判断っていうのがなかなか見えてこない。

例えば理想っちゅうんですかね、この材料っていうのが納期の問題だとかいうことで採用されなくて、別の材料を使ったということですけど、それにしても承認願っていうのは当

然、業者のほうから出ると思うんですね。

それについては、先ほどの話では工事現場と市の職員と設計事務所の間で協議の上、それを使ったということですが、いずれにしても承認を出したのは、多分、工事監理者の印鑑がついていると思うんですね。

そうなれば、こういうトラブルが発生したときに民民間のトラブルだからという——なぜ工事監理者がもう少し調整に当たられなかったのかですね。やっぱり工期を含めて現場の責任、監理責任は、工事監理者にあるから、それこそ、この次長と、スクラムを組んで、やっぱり発注者側から委託を受けてやっている以上は、それぞれのやっぱり責任を持ってやってもらわないと、いろんな、地元の業者の話を知ると、やっぱり大手っゅと、何かえらいいろんな技術的にも、大手に任しとけば大丈夫やろうっていうふうな、一般的にそう思うばってん。

要するに東京設計事務所とか、そういうのになると、じゃあ実際どれぐらい現場事務所で、現場監理のほうやってもらっているのかですね。

あと責任感ですよ。それだけ税金を使ってやる仕事ですから、どれだけ——それだけ税金を使って、自分たちが仕事をしているっていう責任感というのが、これは今回、そういう監理者の動きが見えないもんですから、もうちょっと現場では、リーダーシップをとって責任感を持って采配されれば、発注者側の立場に寄り添って、業務をやっていたら、もう少し違った展開になったのかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

御指摘ももっともだというふうに思っております。

負い目を感じている部分が、おっしゃるように、そこは御指摘のとおりだと私も思っていますし、あとは、今村が取った手法については、やはり事前に私のほうに相談が欲しかったなというの——こういう事態になる前にですね、というふうに思っております。

以上です。

池田利幸委員

すいません、今の久保山博幸委員の中であつた東京設計さんっていうのは、大体常時、やっぱり監理なのでいるんですね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

いわゆる毎日おるような現場監督ではない、現場には常駐はしていない施工監理ですので、ポイントポイントで監理をしていくっていう委託ですね。

池田利幸委員

段階検査とかそういうときとか、事あるごとにしか来ていないってということなんですかね。

松雪努産業経済部長兼上下水道局長

定例的な会議、週1回定例的な会議ももちろん行っておりますし、そういう段階的な検査、そういうところではちゃんとそこでは機能しているということです。

池田利幸委員

そこからプロとしてきているんでしょうから、結構専門的なこともわかるのかもしれないですけど、そこで見えなかったってということで、今回ちょっと話はずれるかもしれませんが、浄水場でそういうことがありましたと。

今から、市庁舎の建設とか大型事業がある中で、その部分って関連して、きちんと解決しておかなければ、市庁舎建設で何十億円ってかけてやったやつでまた同じことをやりまして、それこそもう目も当てられないようになるんじゃないかなと思います。

その辺の業者とこっちの発注者側との連携とか、その辺のやりとりってというのは精査していただきたいなと思います。

江副康成委員長

要望でいいですか。（「はい、要望です」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「休憩よかですか」と呼ぶ者あり）

江副康成委員長

休憩します。

午後0時休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後0時4分開議

江副康成委員長

再開します。

本日の所管事務調査はこの程度でとどめてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

江副康成委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これもちまして本日の委員会を散会いたします。

午後0時5分閉議

令和元年 6 月 25 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長 江副 康成
副委員長 伊藤 克也
委員 小石 弘和 内川 隆則 久保山日出男
久保山博幸 池田 利幸

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

産業経済部長兼上下水道局長 松雪 努
商工振興課長兼新産業集積エリア事業推進室長 古沢 修
商工振興課長補佐兼商工観光労政係長 樋本 太郎
産業経済部次長兼農林課長 松隈 久雄
農業委員会事務局長 倉地 信夫
産業経済部次長兼建設課長兼スマートインターチェンジ推進室長 佐藤 晃一
維持管理課長 大石 泰之
国道・交通対策課長 中内 利和

上下水道局次長兼管理課長 高尾 浩伸
上下水道局管理課総務係主査 小柳 洋介
上下水道局事業課長 日吉 和裕

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 古賀 隆介

5 審査日程

現地視察

浄水場（原古賀町）

自由討議

議案審査

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案乙第16号 令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

浄水場（原古賀町）

至 午前10時45分

oo

午前10時58分開議

江副康成委員長

それでは、本日の委員会を開きます。

oo

自由討議

江副康成委員長

これより、自由討議を行います。

委員間で協議したいことがございましたら挙手の上、御発言をよろしく願いいたします。

内川隆則委員

委員長報告のためというふうな話だったので、発言をしますけれども、このことは、いわゆる表面的には、職員からの工事発注だったのがクローズアップされて、職員だけが非常に問題視されたような感じがするわけだけど。

御承知のように、誰でもがきょうの陳情のように、地元発注をせんがために、大手ゼネコンにさせないために、分離発注のバトンタッチがうまくいかなかった。

もう一点は、ゼネコンよりも地元業者の技術的未熟さ、こういうのもあるわけだから。

だから、こうして地元発注をしなければならないけど、地元業者については、それなりの責任は、これから先きちんと果たしていくような、裏打ちされたやつがない限り、また問題視されていくというふうなことで考えていかなきゃならんというふうに思うので、その辺含めて、委員長報告の中でもぜひ取り上げてもらいたい。

江副康成委員長

了解しました。

さまざまな意見があると思いますので、ぜひお聞かせください。

また、討議になればいいかなと思いますけれども、ほかいいですか。

久保山博幸委員

要するに専門性っちゅうか、これからいろんな分野で土木建築に限らず、これからいろんな専門性が求められる時代になってくると思うんですよね。

新産業エリアの農地法の問題にしても、今度司法書士さんを入れてやるということばってんが、最初からそういう体制でやっておけば、そういう専門性を——協力しながらやっておけば新産業エリアのミスも未然に防げたかなと思うし、今回特にチェック、浄水場の問題でいえば、工事途中、途中の段階で検査、その段階でやっぱり専門性を持った監理者、監理者の意見がどれだけ発揮されたのか。もうちょっと役所は発注者やけんが、業者であれ設計監理者であれ、それだけ税金を託しとるわけやけんが、もうちょっと強く業者に対しても、その職務についての要求をしていかんと、何か今回、監理者に対しても何か少し弱腰——もうちょっといろいろ言ってもよかろうもんっていう、それだけ委託しとっとやけんですね。

その辺の専門性っていうか、をいかにタイミングを外さず生かしていくかっていうのが求められるのかなというふうに私は思います。

江副康成委員長

ありがとうございます。

池田利幸委員

私もきょう現地視察に行つて説明を受けている中で、執行部から説明を受けた部分と現場で聞いた部分、またちょっとずれ、温度差があるなっていうのがありましたし、その辺もきちんとやっぱり整理して、現場のほうと発注者側の連携というか、その部分もやっぱりきちんとした連携が必要だろうなと思いますし、ここから先に、やっぱり鳥栖市庁舎建設がある中で、今回の件がきちんと解明されて改善策っていうのが見出せんと、市庁舎建設の際にも同じようなことが起こり得るかなっていう部分がありますので、そこはしっかり追及していかんといかんかなと、今回の私も思いました。

以上です。

小石弘和委員

こういうふうな大きな金額になると、もともとゼネコンに、結局発注すればいろいろと問題は起こらないことなんですよ。今の市内の業者では、もう結局それだけ技術が伴ってっていない。結局こういうふうな市庁舎建設でも一緒と思うんですよね。

ああいうふうな大手のやっぱ設計、そういうふうな形で要するにやってみれば、こういうふうな問題は起こらないと、私は思う。

ある程度地元の業者を育成せないかんというふうなことは、これは論外ともう私は思っているんです。論外です。

もう、そういうふうなことを思って、大手ゼネコンに頼むべきです、こういうとは。以上です。

江副康成委員長

よろしければ、いろいろ御意見聞きたいんですけど。

伊藤克也委員

ここ数十年、ほぼほぼ公共施設っていうのはやはりもう三、四十年経過した建物ばかりで、ここに来て今後、庁舎建設もあつたりとか、今回の浄水場の件もあつたりとか、過去の発注方法とかに余りにもとらわれ過ぎずに、もう少し柔軟な発注方式等も考えながら、その中で、市内業者の育成も含めた、そういったことも、必要になってくるっていうのは当然あると思うんですね。

そういったものもうまく組み合わせというような形での発注方式とかっていうことも加味しながら、柔軟に検討していく必要があるのかなっていうふうなことを感じさせていただきました。

以上です。

江副康成委員長

できれば柔軟な発注方式というやつは具体的に。

伊藤克也委員

私、以前っていうか、昨年の6月でしたかね、宇土市役所のほうにCM発注方式ということで視察に、委員長とともに行かせていただきましたので、マネジメントをしっかり業者と市役所、発注側と間に入ってマネジメントしっかりするような発注方式もあるということがありますので、そういったところも含めて検討することも必要なのかなというふうなことを感じさせていただきました。

以上です。

江副康成委員長

ありがとうございます。

久保山日出男議員は。

久保山日出男委員

総合政策課あたりの事業としてつくり上げてきた中で、やはり実際論としてメンバーです

る建設課あたりの融合というか、共同というか、なされていないような気がするんですよ。

だから、目的の計画は立派なものをつくっておるけれども、実際、建設に向けたときの調整というか、お互い、相互の、課がですね。

その辺ところをきちっと常に会議を開いて、多くやっていけばいろんな問題はなくなるんじゃないかなと思っております。

そうしないと計画が先走って、実践論としてのところとの違い、チェック体制というのがなかなかいっていないような気がしました。そういうふうに感じています。

以上です。

江副康成委員長

じゃあ今のお話は発注問題じゃなくて、全般的なことですよ。（「そうです、全体的なことです」と呼ぶ者あり）

久保山博幸委員

やっぱり工期っちゅうのは大事と思うとですよ。

今回の場合は既存の急速ろ過池がまだ使える状況やけん、よかばってんが、例えばあれがもう緊急に、もう何月何日までに完成せんばバトンタッチができないとか、そういう緊急の場合やったら、この工期というのは絶対ですよ。

今回の場合は、そういう状況じゃなかったけん、工期が多少延びても、まだかわせるばってん、これがそういう状況になれば、市民への水の供給っちゅうのがとまるような非常事態になるけん、その辺の工期に対する業者さん、関係者の考え方っちゅうのが今回少し反省せないかんとかなというふうに思います。

江副康成委員長

ほかにございますか。

つけ加えも含めて、なければ、今のお話をちょっとまとめて委員長報告なり、そういったところでもお話させていただきたいなと思ってますんで、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃ、これで自由討議を終わります。

暫時休憩します。

午前11時6分休憩

oo

午前11時8分開議

江副康成委員長

再開します。



総括

江副康成委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、総括的に御意見、御要望があれば御発言をお願いいたします。

小石弘和委員

今回の6月の定例会では、上下水道局職員による不祥事、架空発注問題等で、多くの議員さんが質問されて、また委員会でも報告書を含め、質疑などの説明でも、ある程度の納得はできたと感じております。

残念だったのは、私が期待をしていた新産業集積エリア事業での農地法違反に関して、是正策が一定の方向性をもって、建設経済常任委員会に示されるのではないだろうかと思っておりましたが、そうはなりません。これは多く残念なことだと私は思っております。

この事業が、どうも泥沼の中に入っていきそうな気がしております。

このエリア事業の工事着手が、分譲が順調に進めば、約38億円の市の負担も回収されることになり、他の事業にも取り組むことが可能になるわけございまして、こうしたことは、市にとっても大きなメリットでありますので、本年2月21日の新産業集積エリア整備事業推進本部長に就任された橋本市長が、職員の先頭に立っていただいて、それで足りないならば、地元校区の選出の議員さんも3人おられるわけございまして、積極的に相談に乗っていただいて、交渉ごとに、それこそ着々と進行していただくように、私からお願いをしております。

以上です。

江副康成委員長

答弁よろしいですかね、答えは。何かあれば、いいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

ありませんね。

それでは総括を終わります。



採 決

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

これより採決を行います。

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。

本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案中、建設経済常任委員会に付託された関係分は原案のとおり可決されました。



議案乙第16号 令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）

江副康成委員長

続きまして、議案乙第16号 令和元年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



江副康成委員長

以上で、当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

本日、議決した本案に対する委員長報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。



江副康成委員長

以上で、全ての日程が終了しました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

午前11時12分閉議

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 江 副 康 成

